

# 事業環境の改善に向けたSJC建議事項

2009年12月14日

ソウルジャパンクラブ

## 目 次

序 文	3
要 約	5
本 文	
1. 労働・労使関係分野(6項目)	13
継続6項目	
2. 金融分野(10項目)	24
新規4項目 継続6項目	
3. 税務・会計分野(3項目)	33
新規 1 項目 継続2項目	
4. 知的財産権分野(17項目)	36
新規9項目 継続8項目	
5. 個別要望事項(8項目)	56
新規5項目 継続3項目	
6. 生活環境改善分野(1項目)	66
新規1項目	
<u>合計 45項目 (新規20項目、継続25項目)</u>	



## 序 文

ソウルジャパンクラブ(SJC)は、1998 年から韓国政府に対してビジネス上の隘路事項を指摘し、その改善を建議してまいりました。これまで韓国政府が建議に対して真摯にご対応され、多くの改善措置を講じられてきたことにSJCを代表してお礼を申し上げます。SJCは知識經濟部を窓口にして、関係部に建議のご検討をお願いしておりますが、最近では企画財政部、労働部、国税庁、関税庁、特許庁などと直接コンタクトできる機会も生まれ、大変有難く思う次第です。

ここに第 12 回目となる建議を提出いたしますので、ご検討の上速やかなご回答をお願いいたします。

2008 年秋に発生した世界的金融危機の影響は大きく、各国とも景気対策に力を入れ、その効果が徐々に表れておりますが、まだ気を緩めることはできない状況にあります。韓国では李明博大統領が先頭に立ち非常経済体制を構築し、グリーン成長、輸出拡大、雇用対策等に積極的に取り組んでおられます。また、「ビジネスフレンドリー」を掲げ、規制緩和の推進、外資にとってビジネスがしやすい環境づくりに努められております。

対日関係においては、2008 年に 327 億ドルの対日貿易赤字を記録し、その 6 割は部品・素材による赤字と言われております。対日赤字改善のため韓国政府は日本で韓国製部品・素材売込みのための展示・商談会を開催する一方、日本政府は特定 2 国間貿易収支のみ取り上げて問題視すべきではないとの立場と聞いておりますが、韓国側の懸念も踏まえ 2009 年 4 月に日韓部品・素材調達展示商談会(通称:逆見本市)を開催するなど、この問題では双方で改善努力を行っており、SJCとしても協力しております。さらに韓国政府は部品素材専用工業団地を指定し、日本企業による投資実現を目指しております。

日本企業にとって韓国の魅力は、もはや低コストではありません。技術力が高くかつ日本語に優れた人材、整備された各種のインフラ、韓国先端企業との安定した取引などが、日本企業が考える共通の魅力となっております。今後とも日本企業の韓国への投資や既進出日本企業の再投資を促すためにも、SJC が建議する隘路事項の改善が急務となっております。

SJC は従来から日韓 EPA/FTAの早期実現を強く希望しております。日韓 EPA/FTA交渉は、2004 年 11 月を最後に中断し、最近では実務協議が行われているものの、交渉再開への展望が拓けておりません。世界の成長センターである東アジアとりわけ韓国、日本、中国を含めた「自由経済圏」を築いてゆくことが、この地域の発展にとって極めて重要です。民主党を中心とする現政権は、EPAの重要性を改めて強調しております。最近では日中韓FTAについて産学官共同研究検討会を設けて検討してゆくことが、首脳間で合意されました。まずは懸案の日韓 EPA/FTA を実現させ、将来的には日中韓をつなぐ EPA/FTA が期待されるところです。韓国政府には日韓 EPA/FTA の交渉促進に向けて一層のご努力をお願いしたいと思います。

今回の建議では労働・労使、金融、税務、知的財産、個別案件、生活関連の合計 45 項目を取り上げています。このうち新規は 20 件、継続は 25 件です。建議にあたっては、SJCの専門委員会でグローバルスタンダードや日本の状況などを考慮した上で、韓国の現状を十分に分析して問題点を抽出し、建議を作成しました。また、韓国の法律・制度改正の状況を十分把握したつもりですが、万が一、建議した内容が既に改正済みとなっていた場合は、ご容赦願います。

労働・労使分野の 6 項目はすべて継続です。SJC 会員企業だけでなく、多くの日系企業の関心が極めて高い半面、韓国の労働組合との関係を考えると解決が難しい、いわばハードコアと考えられています。しかし、労働問題の前進なくしては、韓国の投資環境が改善されたとはいえませんので、特段のご検討をお願いします。

金融分野、税務分野はそれぞれ専門的事項が多いのですが、いずれも必須事項と考えられます。

知的財産分野は最も多い 17 項目あります。今回新たに日本酒の商標登録、植物品種保護などを取り上げました。知的財産権問題で韓国政府の対応を評価しておりますが、知的財産保護を通じた企業活動の安定に資するため、さらに制度の改正・拡充をお願いしております。

個別案件には新薬の国際レベルの薬価設定、国家産業団地内での廃熱利用アグリ事業などが含まれています。個別とはいえ、他の企業にも波及する共通の事項ととらえております。

2009 年 12 月

ソウルジャパンクラブ

理事長 栗谷 勉

## 建議事項（要約）

### 労働・労使関係分野（継続6項目）

#### 1) 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃【継続／内容変更】

韓国では、就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には労働組合等の同意を得ることが勤労基準法により規定されているが、同意が前提となると労使交渉では企業側が一方的に不利である。企業が世界経済悪化等の企業経営環境の変化にも柔軟に対応できるよう労働基準法第94条第1項にある「不利益変更時の同意義務」の廃止を要望する。

#### 2) 有給休暇の買い取り禁止【継続／内容変更】

勤労基準法の改正により、未消化有給休暇の買い取り義務免除及び、年次有給休暇の使用促進制度が定められ、一定条件のもと使用者の金銭補償義務が免除された。しかし、本改正は不利益改定となるため導入が進まず、有給休暇の実取得、ワークライフバランスの向上に繋がっていない。

昨年の建議書に対する貴政府回答では「休暇使用促進措置は、労働者の休暇使用を促進するためだけのものであり、労働者の年次休暇に関する従来の労働条件事項を変更するものと見られないので就業規則変更手続きを踏む必要はない」とのことだが、本回答は「勤労基準法第61条（年次有給休暇の使用促進）が同第5条（勤労条件の遵守）に優先される」との理解でよいか見解を伺いたい。また、そうでない場合は、同第61条が就業規則や団体協約等に優先するような法制度の整備を検討願いたい。

#### 3) 法定退職金制度の改正【継続／内容追加】

韓国では、勤労者退職給与保障法で法定退職金制度が規定されており、横領、不正等、重大な犯罪行為を行い懲戒解雇した社員に対しても通常の退職金を支給することとなっているが、「退職事由が懲戒解雇の場合は、勤労者退職給与保障法の退職給与支給義務の適用除外とするよう変更する」ことを要望する。また、同法においては、法定最低基準の退職金が高いことから長期雇用している従業員が多い日系企業にとっては、経営に与える影響が大きいため、「法定退職金の算定基礎額を通算雇用期間の平均賃金額又はこれに準じた比較的長期間の平均賃金額とする方式に変更する」ことを要望する。

#### 4) 非正規職の使用期間制限延長、差別禁止の緩和及び特定派遣の法制度化【継続／内容追加】

韓国では「非正規職保護法」の施行により非正規職を活用する場合、「使用期間の制限」及び「処遇格差禁止」の2つの面において厳しく制限されており、引き続き①使用期間制限の延長及び労使間で合意が成立した場合には、さらに契約延長が可能な法律の制定、②非正規職の処遇については、労使間で合意がある場合に個別設定できるよう制度見直しを要望するところであるが、2008年の建議に対し、貴政府から「法律の補完を含む総合的な対策づくりを推進中」との回答をいただいたが具体的な内容を御開示願いたい。

また、正規雇用の拡大、安定的な職場確保及び雇用の柔軟性の観点から「常用雇用型派遣制度」の導入を要望したい。

#### 5) 使用者による労働組合への財政支援の禁止【継続／内容変更】

本件については、他の先進諸国の労働法では不当労働行為として禁止され、使用者への罰則規定が設けられている。ている。労働組合専従者の給与支援規定の2009年末までの実施猶予は既定方針とのことで、この点についてはやむを得ないと了解する。しかし、2010年以降について本来の立法趣旨に則った合理的な運用に関し検討を行う労使関係発展委員会(政労使で構成)で議論された内容、及び制度改善のための立法内容について等、具体的な内容について開示願いたい。また、複数労組が許容される場合は、交渉窓口を一本化する制度の導入を要望する。

#### 6) 国家有功者雇用義務の弾力的運用【継続／内容変更】

常時20人以上雇用する事務所では一定割合以上の国家有功者の雇用義務があるが、国家有功者の雇用において求めるレベルの人材がない等、結果として企業競争力低下につながっている。過去の建議において貴政府から「語学力があるなど外国人投資企業が必要とする国家有功者を斡旋する」との回答を得ているが、具体的な対策が見られていないところから本法律の外国人投資企業への適用除外を要望する。適用除外が難しい場合は 国家有功者の対象者総数と未就業者数、国家有効者の雇用義務を負っている外国人投資企業数及び韓国企業の雇用義務数・実雇用数の情報を開示願いたい。

### **金融分野**

(新規4項目、継続6項目)

#### 7) 金融実名確認手続きの改善【新規】

韓国では、金融取引の都度、面前で実名確認証ひょう原本により実名を確認し、関連実名確認ひょうのコピーの実名確認に必要な関連書類を添付・保管しなければならないこととなっている。一方、マネー・ロンダリング防止業務指針では、顧客毎に実名確認証票等を通じ顧客の本人情報を確認することとなっており、最初の取引の際に顧客確認を行った場合は、後日の他取引について顧客確認は不要となっている。ついては、金融取引の際の確認も金融取引の都度ではなく顧客毎の本人確認で金融業務が行えるよう改善を要望する。

#### 8) 店頭デリバティブライセンスに求められるシステムの現地化【新規】

現地法人の場合、店頭デリバティブライセンスを取得するためには、フロントからミドル、バックまで全てのシステムを現地化することが求められている。この要件はグローバルにビジネスを展開する外資系金融機関にとってシステム投資の増大、維持管理の困難、非効率化を強いるものであり、大きな負担となっている。グローバルに共有できるシステムについては海外システムの共同使用を認めるよう要望する。

#### 9) 証券会社の業務委託に関する規制【新規】

証券会社の場合、意思決定を伴う業務(コンプライアンス、インターナル・オーディット、リスク管理など)は外部への業務委託が禁じられている。しかしながら、グローバルにビジネスを展開する外資系金融機関にとってこれらの機能は地域マネージメントレベルで管理されており、韓国のエンティティーレベルのみで独立して完結するものでないのに対応に苦慮している。外資系金融機関の地域マネージメント管理体制を考慮した上で柔軟な対応ができる様、法改正を要望する。

#### 10) 「デリバティブ商品投資相談士」試験制度に関する改善【新規】

韓国では、「資本市場と金融投資業に関する法律」により2010年2月4日以後は一般投資者を対象にした店頭デリバティブの投資勧誘等は「デリバティブ商品投資相談士」試験に合格し金融投資協会に登録された者だけが可能となる。「デリバティブ商品投資相談士」試験は、現在、韓国語のみで実施されており外国人スタッフが試験に合格するのは現実的に困難であるところ。かかる状況に鑑み、①外国語にて試験問題を出して外国人も受験できるようにする、②海外の公的資格を取得した外国人スタッフには特例を適用して、韓国内でも店頭デリバティブ営業活動が行えるよう改善を要望する。

#### 11) 国外支配株主の支払保証による国内借入の支払利息の損金処理【継続】

支払保証のみを取得し、国内金融機関より借り入れしているケースでは実際の資金の流れは国内で完結しているため、他の国内資本の同業他社が行う国内調達と全く同じであり、公平を欠く。このため国外支配株主の支払保証があったとしても、国内金融機関より借り入れた金額については、同株主の出資持分の3倍(金融業は6倍)を超過していても、その超過分に対する支払利息及び割引料は、損金算入できるよう改善を要望する。

#### 12) 金融機関の業務委託等に関する規制の緩和【継続】

外銀支店が本店の電算システムを利用することが業務委託と見做され、規定の書類を添付した上で金融監督院長に報告することが義務付けられており、更に規定上明記されていないものの、運用において本店所在国の金融監督機関(日本の場合、金融庁)からの NO OBJECTION LETTER の取得・提出が義務付けられている。このようなレターの取得は極めて困難であるため、支店と本店が連署した誓約書を提出する等の代替案をもって緩和願いたい。

#### 13) 有価証券保有制度の外国金融機関への弾力的運用【継続】

長期保有有価証券に関しその保有額が一律自己資本の60%を上限として制限され、外国金融機関に対しては韓国に所在する支店単位の資本金が適用されるため韓国金融機関に対して投資可能金額が極端に低いレベルに抑制されている。投資家としての信用力は金融機関全体で判断されるべきであり、外国金融機関については韓国の支店単位の自己資本ではなく、金融機関全体の自己資本を適用するよう改善願いたい。

#### 14) 非居住者への韓国ウォン為替市場の開放【継続】

外国為替の自由化に向けて各種規制の緩和により、居住者に対する自由度が格段に広がっているが、非居住者に対する韓国ウォン市場へのアクセスは限定的である。韓国に対する投資拡大のためにも、非居住者への韓国ウォン為替市場の早期開放を引き続き検討願いたい。

#### 15) 同一人又は同一グループに対する貸付規制の改善【継続】

同一人又は同一グループに対する信用供与限度は見做し自己資本を元にして算定されているが、現在の算定方法では本支店貸与金の増加額が見做し自己資本額から控除される等の制約がある。信用供与限度額の算定方法については、持込資本金ではなく本店自己資本額を基準とするよう改善願いたい。



#### 16) 中小企業貸出比率規制の撤廃【継続】

韓国では、一定比率以上の中小企業向け貸し出しを義務付けている。しかし、金融機関が行う融資は融資先のリスクを個別に判断して金融機関がコントロールできる範囲内で行うことが原則である。中小企業の育成は政府による政策融資等に対応すべき課題であり、現在の制度は市場原理にそぐわない。外銀への中小企業貸出比率規制の撤廃を要望する。

### **税務・会計分野** (新規1項目、継続2項目)

#### 17) 外国人勤労者の勤労所得に対する非課税特例適用期間延長要請【継続／内容変更】

現状、外国人勤労者の勤労所得に対しては、①総給与額の30%非課税(2009年終了)後、一般所得税の課税体系を適用、②総給与額に対して15%の単一税率を適用、という2つの課税特例の中で選択適用を許容されているが、2009年以降は改定され、総給与額の30%の非課税制度(①)を廃止し、15%単一税率制度(②)のみが維持されることとなっているが、総給与30%の非課税制度の復活及び総給与の15%単一税率の適用についての猶予期間(2012年まで)の延長を要望する。

#### 18) 『中小企業』の定義変更に伴う外国人投資家の資産総額を韓国通貨に換算する場合の基準交換率の改正【継続／内容変更】

韓国では資産総額5,000億ウォン以上の大企業による直接、間接も含め30%以上の株式所有企業については中小企業から除外しているが、その適用判断基準通貨がウォンになっていることから、日本に所在する親会社の場合、資産総額に変化がないにも関わらず、直前事業年度末日現在の交換率で韓国通貨に換算することから、為替の変動により中小企業に該当する場合と除外される場合が発生し、安定した会社運営が阻害される状況となっている。本改正法施行日である2005年12月27日にすでに営業をしている外国人投資法人については、改正法施行日の交換率もしくは直前事業年度末日現在の交換率のいずれかを選択できるように改善を要望する。また、法改正後に登記をした外国人投資法人については、法人登記日の交換率もしくは直前事業年度末日現在の交換率のいずれかを選択できるように改善を要望する。

#### 19) 国外支配株主に対する支給利子の損金不算入適用時のレート適用規定の整備【新規】

韓国では、国外支配株主の支給利子における損金不算入の計算時、外貨借入金の積数計算は、事業年度終了日現在の基準レートを適用するように規定されているが、期間内の変動がある場合にも一括的に期末レートを適用するようにすることは不合理な面があるため、月平均レートを使うなどっと合理的な運用の改善を要望する。

### **知的財産権分野** (新規9項目、継続8項目)

#### 20) 植物品種保護制度における対象植物の拡大について【新規】

「章姫」、「レッドパール」といった日本で育成されたイチゴ品種が育成者の許諾を得ず、韓国で広く栽培されている事態が生じている。植物品種保護制度の対象とされていないイチゴを始めとする全植物について、UPOV条約の履行期限である2012年を待たずに早期に保護対象とするよう要望する。

## 21) 韓国向けテレビ番組・劇場用映画ライセンス・ビジネスの課題【新規】

未だに日本の番組が地上波枠から締め出されているため、日本番組に対する規制を早急に緩和、市場開放するよう要望する。また、テレビ番組の企画内容(番組フォーマット)のアイデア盗用や、劇場用映画の内容改編が横行しているため、こうしたアイデア盗用の防止、内容改編防止について指導を要望する。

## 22) インターネット上での著作権侵害に対する対策改善【新規】

日本番組の字幕入り不法アップロードが、韓国のUGCサイトで横行しているため、これを迅速に除去できる「ビデオ・フィンガープリント認証システム」の導入推進を要望する。さらに、著作権侵害行為に対する警告を繰り返し無視するオンライン・サービス・プロバイダに対し、アクセス停止またはそれに等しい対応を行うよう要望する。

また、日本の著作権者も通報により「著作権保護センター」の保護を享受できるように要望する。

## 23) 特許出願手続きの改善【一部継続】

韓国特許出願の手続きが、日本やその他先進各国の手続きに比較して、出願人にとってユーザーフレンドリーでない点がある。このため、次の3点の改善を要望する。①拒絶理由通知に対する応答の指定期間を3～4か月間とするとともに、拒絶決定に対する不服申立の期間を長期化する、②マルチのマルチクレームの表現を認める、③特許決定後の一定期間においても分割を可能とする。

## 24) 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【継続】

記録媒体に記憶されたコンピュータプログラムは特許法の保護対象となっているが、コンピュータプログラム自体は特許法の保護対象となっていない。コンピュータプログラムを含む発明の模倣が極めて容易である点からも、その適切な保護のために、実際に市場に流通するコンピュータプログラム自体が特許保護対象であることを明確に規定することを要望する。

## 25) 外国語出願の導入、PCT出願の補正範囲の拡大について【継続】

外国語の出願をもとに韓国出願を行った場合や、外国語でPCT出願を行った場合に、翻訳ミスがあると、現行の制度では、本来の意図を十分に伝えきれず権利取得において問題が発生している。英語による外国語出願の導入を要望する。また、PCT出願において外国語原文に立ち戻っての手続き補正を可能とするよう要望する。

## 26) 意見書のみが提出された場合の審査について【新規】

審査官の意見提出通知書に対し、出願人が発明を補正しないで、審査官の判断に対する意見のみを提出した場合には、そのまま拒絶決定が下される比率がかなり高いと感じる。そのため、形式的に発明を補正する実務が定着しているのが実情である。意見書の内容を十分に検討し、判断を再考する審査を徹底するよう要望する。

## 27) デザイン登録要件及び商標登録要件の改善【新規】

同一出願人であっても、全体意匠を出願した後に部分意匠や部品の意匠を出願すると拒絶され、登録を受けることができない。同様に商標制度でも、今まで個々に商標登録を所有していたものを一つにまとめて商標登録したい場合に、新たに広く又は包括的な指定商品で出願すると、同一出願人であっても自社の先行登録を引用され、拒絶となってしまう。

同一出願人による、こうしたケースの出願を許容するため、①先願意匠の一部と同一又は類似の、後願の部分意匠若しくは部品意匠については保護対象とする制度の導入、及び②出願人自らが所有する先行登録商標は引用しない制度ないし運用への改善を要望する。

#### 28) 画面デザインの保護の拡充【新規】

現行の画面デザイン制度では、物品と画像との一体性が要求されているため、例えばDVDプレーヤーのような物品では、テレビに表示する操作画面などの画面デザインについて保護を受けられない(対象物品をテレビとせざるを得ない)。物品と受像機が分離していても、物品の一部として画面デザインを保護し、デザイン権を取得することを可能とするよう、画面デザインの保護の拡充を要望する。

#### 29) 商標出願の先後願に関する規定適用の判断時期【継続】

例えば実際に使用されていない商標登録Aの存在を知らず、同一の商標を第三者が出願した場合(出願B)、当該第三者による不使用取消審判により商標登録Aの取消しが確定し、遡及的に消滅しても、出願Bは、出願時を判断基準とするため拒絶される。よって、商標登録Aが取消された後に、再度、出願手続きをやり直す必要がある。こうした負担を省けるよう、法律適用の判断時を、現行の「出願時」から「決定時」に変更願いたい。

#### 30) 日本酒の商標登録について【新規】

日本酒には「吟醸」や「純米」、「本醸造」など日本政府が定める特定名称や、「上撰」などの格付け名称があるが、韓国では、こうした名称に類似した商標が登録されている。また、日本国内で流通している日本酒銘柄が、日本での真の製造・販売者とは異なる第3者により商標登録されている。日本酒の商標審査・審判実務においては、日本で現に存在する規則や事実を考慮した運用とするよう要望する。

#### 31) 無効審判の請求人適格の制限撤廃【継続】

登録公告から3カ月以降は利害関係人と審査官のみに請求人適格があり、誰でも無効審判を請求できるのは登録公告から3カ月经過前のみであるが、何人も期間の制約なく請求可能とすることが公益的観点から必要である。

#### 32) 特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決【継続】

特許権侵害訴訟が地方裁判所などで争われる場合には、被告が対抗手段として無効審判を提起して、対象特許の有効性を特許審判院(さらに特許法院)で争うケースが多いが、対象特許発明が明らかに無効である場合は、法院は特許無効の抗弁及び特許権者の権利濫用を認定する場合があると理解している。紛争の早期解決のため、このような運用を制度上、明確に規定すべきである。

#### 33) 侵害立証の容易化【継続】

知的財産権侵害訴訟において訴訟提起前には証拠収集の処分の手続がなく、訴訟相手となる予定の者からの情報や証拠の入手が極めて困難である。そのため、起訴前に法院関係者が侵害物品等を調べて何らかの情報を取得することができる制度等の創設を要望する。

さらに、訴訟審理中の証拠収集に関して、営業秘密を含む文書や情報等を提出するよう法院が命令を出すとともに、特別に許された者だけが閲覧できるようにして、営業秘密が漏洩しない手続制度を整備することを要望する。

### 34) 間接侵害規定の拡充【新規】

特許権の侵害に使われる部品や材料を侵害者に供給する行為等も侵害行為とされるが(間接侵害)、現行法では、その対象を専用部品(その生産にのみ使用する物)に限定しているため、「のみ」の要件が厳格に解釈された場合には救済が難しくなる。知的財産権の保護強化のため、悪意で部品を供給する行為にまで間接侵害の成立範囲を拡大することを要望する。

### 35) 国際特許紛争支援事業の運用改善【新規】

韓国特許庁が実施している国際特許紛争支援事業は、国際特許紛争において韓国の中小企業を支援する結果、外国企業との特許ライセンス交渉に韓国政府が介入しているとの疑念を生じさせる余地があるものと危惧する。韓国で登録された知的財産権に関する特許紛争については、支援対象として選定しないよう、また、ライセンス交渉のコンサルティングにおいては、特許庁職員は参加しないなど韓国特許庁が関与しないよう要望する。

### 36) 模倣品の規制・取締り強化、知的財産マインドの更なる向上【継続】

模倣品・海賊版が氾濫している現状が続いており、企業側はその対応のため莫大な費用や人的負担を必要としているのが現状。このため、①水際措置が適用される範囲をデザイン権、特許権等へ早期に拡大、②2次製品を取締まる関税陣容の強化。国内外の製造業者・流通販売業者・消費者に対し、2次製品の輸入差止め制度を積極的にアピール、③韓国から輸出される物品に対しても、知的財産侵害品の監視を強化する、④韓国特許庁に「特別司法警察権」を導入、及び、⑤模倣品等販売者の徹底した摘発と成果の広報、並びに学生向けの副教材の早期作成により国民の知的財産マインドを醸成、等を要望する。

## **個別要望事項**

(新規5項目、継続3項目)

### 37) 新薬の国際レベルの薬価設定【新規】

韓国の新薬価相場は先進9カ国の平均値の33%と世界水準から懸け離れた安価な状況となっており、薬価審査プロセスにおいても、効果・安全性等の優位性が勘案されずに、経済性のみが焦点となっているところ。新薬の薬価設定においては、先進7カ国の最低限のレベル程度をターゲット値とすることを要望する。

### 38) 新薬承認・薬価収載期間の大幅な短縮【継続/内容変更】

薬事と薬価とのアンバランスを是正し、新薬を患者に早く届けるべく、薬価収載審査期間の大幅な短縮と適正な薬価算定体制の構築を要望する。

### 39) 安全認証手続きの改善【新規】

韓国におけるEK (Electrical Appliances Safety Certification) 認証取得手続きは、他国において国際共通規格によって作成された CB report であれば、代替して申請、許可がなされる規定となっているが、KCC (Korea Communication Commission : 旧 MIC) 認証の場合、他の国での Test report 代替を原則として認めていないところであり、韓国の認証機関にて改めて認証申請を行わなければならない、その費用および時間が企業の大きな負担となっているところ。KCC 認証も、国際共通規格によって作成した CB report を代替できる手続き規定の改正を要望する。

#### 40) 電気電子製品のレンタル契約終了時における回収運搬について【新規】

韓国では電気電子製品をレンタル契約にて貸与、レンタル期間終了後に当該製品を回収・運搬する際は、廃棄物処理法に基づく臨時収集運搬証の発給を受けなければ運搬できない。レンタル製品の回収行為は廃棄物運搬ではなく、自己所有製品(有価物)の運搬に当たることから、臨時収集運搬証が必要な行為の対象外として取扱うことを要望する。

#### 41) 輸入中古電気製品の安全検査について【新規】

韓国においては、安全認証対象の電気用品に該当する中古電気用品を外国から輸入して販売しようとする者は安全検査を受けなければならない。一方、輸入業者が販売した製品に瑕疵が発生した場合、After Service を行う能力がないことが多く、修繕責任を製造メーカーに強く求めるケースが多く存在する。については、中古電気用品輸入業者に対しても After Service を担当する能力がある者に限って安全検査が通過できるよう、電気用品安全管理法の改正を要望する。

#### 42) 中小企業に配慮した政府調達制度の創設【新規】

韓国では、政府予算削減を目指して、調達庁に登録された事務機器製造会社を対象に入札競争を実施し、最低価額を提示する会社から供給が行われているところであるが、資金力が豊富で、中小企業より安価を提示できる大企業が落札することがほとんどである。については 中小企業支援策の観点から、過去に韓国政府が行ってきたような、競争入札の際、中小企業に一定割合を割り当てる制度の創設を要望する。

#### 43) 国家産業団地内での廃熱利用のアグリ事業の追加許可【継続】

国家産業団地内に既進出企業が廃熱の再利用の観点から一定の条件の下、アグリ事業(農水産物製造販売及びそれに関するコンサルティング)を行うことを検討願いたい。同事業の追加により、国家産業団地内で事業を営む企業は、本来の事業で生じた廃熱を有効利用することが可能となる。

#### 44) 少量研究開発用化学物質サンプル輸入手続き確認方法の改善【継続/内容変更】

新規化学物質輸入にかかる「新規化学物質有害性審査の免除確認」手続きにおいて、法令の厳格な遵守、申請作業の迅速化及び確認内容の確認のため、化学物質協会が行う確認結果通知書において、確認された数量を標記することを要望する。

### **生活環境改善分野** (新規1項目)

#### 45) 生活環境及び交通問題についての改善【新規】

買い物カートの衛生管理、オートバイの歩道走行の取締りの強化及びカウント信号のさらなる増設を要望する。

## 建議事項(本文)

### 1. 労働・労使関係分野

件 名	1. 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃 【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>韓国では、「就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には労働組合等の同意を得なければならない」と、法律により規定されている。</p> <p>しかし、労働組合の同意を得ることは非常に困難であるため、企業経営環境の著しい変化の場合のみならず、法改正等の社会通念上妥当とされる場合でも、労働条件の下方修正が事実上不可能となっている。不利益変更時の労働組合の同意義務は短期的には勤労者の保護になるが、企業から見れば正規職の新規雇用を躊躇させ、結果として社会全体の雇用規模の拡大を阻害する要因の一つとなるため、勤労者全体の利益には繋がらない。</p>
改善要望	<p>2008年度の建議に対して、貴政府からは「韓国の一部判例(大法院1978年9月12日宣告)において柔軟な判決を行ったケースがある」また「社会通念上の合理性の有無について総合的に判断しており日本の判例と類似している」とのことだが、日本においてはそもそも就業規則の不利益変更を裁判で争うケースは少なく、また、日系企業は、特に韓国において労働関連の訴訟による REPUTATION RISK を回避するため、訴訟を起こすケースは稀であるため、韓国での判例や合理性有無の比較検討だけでは、その実効性を担保するには不十分である。</p> <p>当方の建議の主旨は、世界経済の悪化に伴い急変する経営環境に企業が柔軟に対応し、かつ長期的に雇用規模の維持拡大を行う、ということであり、これは経済問題や雇用問題を抱える韓国政府と共通の課題認識に立ったものである。本年9月に発表された世界経済フォーラム(WEF)による国家競争力評価によれば、韓国は総合19位とされているが、労働市場効率化部門においては84位となっており、韓国の労働分野は国際社会から十分評価されている水準とはいえない。</p> <p>今後、就業規則変更制度の改善方策を検討するとのことであるが、企業にとっては就業規則の弾力的な変更は不可避であるため、<u>勤労基準法第94条第1項(規則作成、変更手続)にある「不利益変更時の同意義務」の廃止を要望する。</u></p>
関連機関／ 関連法令等	<関連法令等> 勤労基準法第94条第1項
備 考	日本においても、就業規則変更の際は労使間で交渉するのが通例であるが、必ずしも「同意」を必要としていない(労働基準法第90条)。

件名	2. 有給休暇の買い取り禁止【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>韓国で2003年8月に勤労基準法が改正され、法律上は年次有給休暇の上限設定、月次有給休暇の廃止、取得を奨励しても取得が進まなかった未消化有給休暇の買い取り義務免除が定められた。また、「年次有給休暇の使用促進制度」が新設され、政府は勤労者の休暇使用を促進している。この制度では、使用者は、休暇使用期間が終了する3ヵ月前に勤労者に残存年次休暇を使用するように求め、もし勤労者が定められた期間中に使用しない場合は、会社の金銭補償義務が免除されている。</p> <p>これは、事業主に買い取り義務を負わせないようにすることで、有給休暇の実取得を促進、ワークライフバランスを改善させる意味合いがあると了解する。然しながら OECD の調査によれば、2007年の韓国労働者の年間労働時間は、OECD 加盟国の平均1,770時間に対し2,316時間と、前年より若干減ったものの加盟国で唯一2,000時間を超過している。一日8時間労働とすると、加盟国平均より実に68日分多いという計算となり突出している。</p> <p>事業主は、政府が目指す有給休暇使用率の向上に向けて取組んでいるが、改正法が適用される前に、旧法に基づき就業規則や団体協約中で休暇買い取りにつき労働組合と合意しているケースが多い。既に有給休暇を一種の収入と位置付けている勤労者にとり、収入減少に繋がる本改正は不利益改定となるため、労働組合等の同意が取り付け難く導入が遅々として進まない。</p> <p>昨年の建議に対して貴政府からは、「年次休暇の買い取りを法令で禁止することは、労働基準の最低基準を定めている勤労基準法の立法趣旨を勘案すると望ましいことではない」との回答を頂いている。然しながら一方で、勤労基準法第1条にある「勤労者の基本的生活を保障、向上させながらバランスが取れている国民経済の発展を試みるのを目的とする」という趣旨に関しては、突出する労働時間の長さから見ても満たされているとは言いがたいのも事実である。</p>
改善要望	<p>2008年度の建議に対して、貴政府からは「休暇使用促進措置は、労働者の休暇使用を促進するためのものであり、労働者の年次休暇に関する従来の労働条件事項を変更するものと見られないので、就業規則変更手続きを踏む必要はない」との回答を頂いているが、勤労基準法第5条では「勤労者と使用者は各自が団体協約・就業規則と勤労契約を守って誠実に履行する義務がある」と記載されており一見矛盾するようにも見える。</p> <p><u>「勤労基準法第61条は第5条に優先される(休暇使用促進措置を取れば、団体協約・就業規則や勤労契約等で有給休暇の買い取りが記載されていても、買い取り義務は免除される)」という理解で正しいか貴政府の見解を伺いたい</u>」。</p>

	<p>もし、貴解釈において、<u>第61条が第5条に優先するものでない場合は、勤労基準法第1条の趣旨に鑑み、同第61条を個々の企業の就業規則や団体協約等に優先するように改正し年間総労働時間短縮を促進するよう、法制度の整備を改めて検討願いたい。</u></p>
<p>関連機関／ 関連法令等</p>	<p>&lt;関連法令等&gt; 勤労基準法1条、5条、61条、94条第1項</p>
<p>備 考</p>	<p>日本では休暇の取得を重視しており、労働基準法において「使用者は、…労働者に対して有給休暇を与えなくてはならない」(労働基準法第39条第1項)と規定している。また、行政解釈(昭和30年11月30日基収4718号)においても「法定日数内の有給休暇の買上げ」は違法とされている。</p> <p>有給休暇取得や労働時間短縮が進まない企業の実態調査を御願いたい。貴政府が、日系企業の実態調査を希望する場合は、積極的に協力する。</p>



件名	3. 法定退職金制度の改正【継続／内容追加】
現状／問題点	<p>韓国では勤労者退職給与保障法において法定退職金制度が規定されているが、横領、不正、重大な過失により企業に対して多大な損害を与えた場合や、重大な犯罪行為を行い懲戒解雇した社員に対しても、通常の退職金と同額を支給することとなっている。一方で、企業は、従業員以外にも、企業活動に大きな影響を与えるステークホルダー（顧客や株主など）に対する説明責任を有しており、「社会・企業に不利益を与えた社員への多額の退職金支給」について、合理的な説明責任が果たすことができない。特に、先進国の外国人投資家には理解し難い法律内容である。</p> <p>また、長期雇用している従業員が多い日系企業にとっては、現在、法で保障されたフォーミュラの最低基準の退職金が高いこと、それに伴い退職給与引当金として費用確定ができないまま積立金が膨らんで行くことから、経営に与える影響が大きいのが実態である。今後、少子高齢化が進む韓国において、高齢者雇用のための各種措置（賃金ピーク制、定年延長等）を検討する際も、現行の退職金制度が足枷となり、柔軟に対応することができない状態である。</p> <p>このような画一的な法定退職金制度を課している他の先進国は他に見当たらず、投資対象国として法制度が整備されているとは言い難い。</p> <p>ソウルジャパンクラブの会員企業も法定退職金制度のあり方に強い関心を持っており、法定退職金制度の抜本的な改正、又はより合理的な制度への改善が必要と考えている。特に以下の(1)、(2)について、非常に不合理であると考えている企業が多い。</p> <p>(1) 退職金の支給にあたって退職事由の制限がないため、懲戒解雇者に対しても通常の退職者と同様の法定退職金が保障されていること</p> <p>(2) 退職金の算定基礎額として勤労基準法の平均賃金額（直近3カ月の平均賃金）を採用していること</p>
改善要望	<p>上記現状及び問題意識を踏まえ、以下の(1)、(2)について、法制度整備を改めてご検討願いたい。</p> <p>(1) 退職事由による「懲戒解雇者」に対する退職金支給義務の適用除外</p> <p>2008年度の建議に対して、貴政府からの回答で「退職金の後払い賃金の性格を有しているため、労働の対価としてみる事ができるため、退職事由に従って差等を置くのは望ましくない」とある。労働者保護の側面では、こうした立場は理解できるが、その一方で、企業には顧客や株主など、従業員以外のステークホルダーに対する説明責任もある。特に、株主の Global 化が進む中では、外国人投資家に対する説明責任は、経営における最重要事項であるが、現行法は国際社会の中では理解を得られにくく、株主に対する説明責任を果たすことができない。こうした背景も考慮頂いた上で、改めて、以下の見直しをご検討頂きたい。</p>

	<p><u>「退職事由が懲戒解雇の場合は、勤労者退職給与保障法の退職給与支給義務の適用除外とするよう変更する」</u></p> <p><u>(2)算定基礎額の見直し</u></p> <p>2008年度の建議に対して、貴政府からの回答で「法定退職金の最低基準は、ここ40数年間労使合意の下に韓国の法的情緒として位置づけられたものである」とある。</p> <p>勤労基準法が制定された1950年代当時は韓国においては経済成長著しく、1970年代にはCPIも対前年比平均15%以上で成長した時期であったため、貨幣価値が急速に下落していたことから、退職時の給与額を算定基礎として計算する必要があった点は理解できる。しかしながら、1980年代以降、対前年比平均は1桁となり、特に2000年以降は継続的に2～4%程度で推移していることを勘案しても、その当時に制定された法律は、現在の実態に合わなくなっているのも事実である。</p> <p>本件については、「現行の退職金制度に比べて柔軟な人事管理及び協力的な労使関係の構築が可能な退職年金制度が導入・施行されている」とも回答頂いた。貴政府が示唆しているとおり、確定寄与型退職年金制度に移行すれば、企業側の負担は1年毎に確定でき、また、高齢者雇用のための各種措置も柔軟に対応し易くなるが、一方で、同制度への移行は労使間の合意が必要のため2009年7月末の移行率は僅か5.3%にすぎず、日系企業においても、未だに従来(非退職年金型)の退職金制度を継続している会社が大半である点を考慮頂き、改めて以下の見直しをご検討願いたい。</p> <p><u>「法定退職金の算定基礎額を通算雇用期間の平均賃金額又はこれに準じた比較的長期間の平均賃金額とする方式に変更する」</u></p>
<p>関連機関／ 関連法令等</p>	<p>&lt;関連法令等&gt; 勤労基準法 第34条 勤労者退職給与保障法 第8条乃至第11条</p>
<p>備 考</p>	<p>(1)について、日本における判例では、懲戒解雇が有効であっても、更に退職金不支給(減額)が有効となるには、勤続の功績を抹消(激殺)してしまうほどの著しい信義違反があった場合に限られる、とする判例があり、韓国においても、同様の取り扱いをすることで、退職金不支給(減額)の濫用を抑制することは可能と思料する。</p>

件名	4. 非正規職の使用期間制限延長、差別禁止の緩和及び特定派遣の法制度化【継続／内容追加】
現状／問題点	<p>「非正規職保護法」の施行により、非正規職の利用にあたって「使用期間の制限」及び「処遇格差の禁止」の2つの面において厳しく制限されることとなったため、在韓日系企業にとっては、人件費の増加及び雇用の柔軟性が低下することとなった。</p> <p>在韓日系企業は、全体の80%が従業員100人未満の事業所であり、こうした中小規模の企業にとっては、期間の定めのない社員の増員は将来の負担を考えると慎重にならざるを得ない。</p> <p>そのため、非正規職から正規職への転換は一朝一夕には進まず、また、期間制限により非正規職との契約を終了せざるを得ず、実際、日系企業においては、7月以降、徐々に契約終了者が増加している状況にある。</p> <p>こうした状況は、正社員雇用の拡大を目指す政府の方針にも合致せず、また、労働者の勤労意欲にもマイナスに影響することから、政府・労働者・使用者の3者にとって、好ましい環境ではない。</p> <p>また、他国と比べて競争力の低い雇用環境では、今後、海外からの更なる投資促進や、それに伴う新規雇用の創出にも大きな足枷となる可能性が高い。特に、韓国への投資実績が大きい米国や日本からの投資を拡大させるためには、競争力のある雇用環境を確立することが必要条件になると思料する。</p> <p>本年の国会審議の顛末を見ても、本案件は関係する先が多く、調整が困難であることは十分理解できるものの、一方で、早期に有効な手段を講じ、政府・労働者・使用者の3者にとって好ましい環境を作ることが、韓国経済にとってプラスになるものと思料する。</p>
改善要望	<p>2008年度の建議に対して、貴政府からは「非正規職労働者が職場で引き続き働けるよう、法律の補完を含む総合的な対策づくり(2009年上半期)を推進中」との回答を頂いたが、「<u>総合的な対策</u>」について、<u>具体的な内容をご開示願いたい。</u></p> <p>なお、総合的な対策の中に、以下の項目が含まれていない場合については、改めて以下の2項目についてご検討頂き、企業における雇用の柔軟性確保を前向きにご確認頂きたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用期間制限の延長、及び、使用者と労働者間での合意が成立した場合には、更に契約延長が可能な法律の制定。</li> <li>(2) 非正規職の処遇について、使用者と労働者間で合意がある場合には、個別設定が可能な法律の制定。</li> </ol>

	<p>また、政府が目指す正規職雇用の拡大、労働者の安定的な職場の確保、及び、企業側が求める雇用の柔軟性の確保の3つの要件を満たす一つの策として、<u>常用雇成型派遣制度(日本における「特定派遣制度」)の導入をご提案したい。</u></p> <p>常用雇成型派遣とは、派遣元会社が派遣する社員を正社員として雇用し、教育・育成した上で他の会社に派遣する制度である。同制度は、派遣元企業での正社員雇用が前提のため、派遣先企業に正社員雇用義務を課す必要がないこと、また、派遣社員は正社員として派遣元企業の就業規則に従うことから、理論上、非正規職保護法の対象とはならず、政府、労働者、使用者の3者にとってメリットのある制度と思料する。</p> <p><u>「特定派遣制度」を「非正規職保護法」の対象から外す前提で、同制度を積極的に検討されることを要望する。</u></p>
<p>関連機関／ 関連法令等</p>	<p>&lt;関連法令等&gt; 期間制及び短時間勤労者保護等に関する法律 派遣勤労者保護等に関する法律</p>
<p>備 考</p>	<p>日本では、労働者派遣の期間は、原則3年とされているが、特に専門性の高い26業務の派遣期間は無制限とされている(労働者派遣法第40条第2項)。</p> <p>また、日本における特定労働者派遣事業は、専門的な分野(機械設計技師、CAD オペレーターなど)を中心に堅調に推移しており、過去5年で約200%(人数ベース)で成長しており、現在約28万人(2007年ベース)の雇用に貢献している。</p>

件名	5. 使用者による労働組合への財政支援の禁止【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>使用者による労働組合への財政支援については、他の先進諸国の労働法において「不当労働行為」として禁止され、使用者側への罰則規定が設けられている。罰則規定が設けられている理由としては、使用者側が支援して労働組合を設立し既存の労働組合を排除する行為や、複数組合の中で、より使用者側に都合の良い労働組合のみに財政支援を行い、その勢力の伸張を図る行為等を禁止することを目的としている。この財政支援の禁止が、健全な労使関係を構築する上での大前提となっている。</p> <p>韓国の「労働組合及び労働関係調整法」においても、同旨の規定が設けられているが、①労組専従者の給与支援については、同法付則により2009年末まで施行が延期されており、②その他労働組合への財政支援についても、依然、実態として行われ続けている。使用者側から給与支援・財政支援を受けている組織が、各種法制及び実態において「労働組合」としての権利を有している現状は、健全な労使関係の構築を阻害する大きな要因となっている。</p> <p>なお、「1. 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃」でも述べたとおり、本年の世界経済フォーラム(WEF)による国家競争力評価において、韓国の労働市場効率性や労使間協力は、他項目に比し著しく低い順位であった。これは、労働関連の分野が韓国の国際競争力の足枷であることを示す一つの結果であると考え。国際競争力向上のためにも、「労使間協力」の基礎となるべき労働組合の健全性、すなわち「労働組合の財政的自立」について妥協のない改善が不可欠であると考え。</p> <p>一方、複数労組の許容については、労組専従者の給与支援禁止とパッケージで議論が進んでいるが、施行のあり方によっては、使用者側に物理的・時間的な負担を強い、また、労使協力の現場に不必要な混乱を生む可能性がある。</p>
改善要望	<p>2008年度の建議に対して、貴政府からは「紛争期間中の給与支給の要求を目的とする争議行為は、…経営者自らノーワーク、ノーペイを遵守すべきである」、「経営者自らサービス管理強化などを通じて問題を解決すべきである」、「労使ともに原則を遵守する慣行が定着できるよう取り組むべきである」と、経営者側の努力のみに言及した見解が出されたが、そもそも「組合専従者への給与支給禁止」規定ですら政府として施行が3回にわたり12年も延期されてきた経緯を考慮すると、経営者側のみの努力で改善することが困難であることは明白であり、財政支援禁止の確実な施行があってはじめて、企業としても原則の遵守を遂行できるものと思料する。</p>

	<p>こうした背景を踏まえ、<u>2009年末に施行を控えた「労働組合専従者の給与支援規定」</u>について、改めて以下(1)～(3)につき、貴政府見解を開示願いたい。</p> <p>(1) <u>労組専従者の給与支給禁止規定</u>に関し、<u>2008年10月に議論時限が終了している労使関係発展委員会で議論された内容、及び制度改善のための立法内容</u>について、<u>具体的な内容を明らかにして頂きたい。</u></p> <p>(2) 次の点につき、現時点における労働部の具体的な見解を伺いたい。</p> <p>① 労組専従者の給与支援禁止規定に関し、例えば、労働組合への財政支援をなくした分をベースアップの上乗せで相殺する等、実質的に財政支援するような抜け道がないよう、どのような策を講じる予定か。</p> <p>② 同じく労働専従者の給与支援禁止規定に関し、名目上は会社業務に就いている形をとりつつ、実態として組合業務しか行わないという事態が発生しないよう、どのような策を講じる予定か。</p> <p>③ 「不当労働行為」は労働者側から提訴しない限り事案化されないが、「労働組合及び労働関係調整法 第2条第4項ナ」の厳格運用のために、どのような措置を検討しているのか(例えば、支援措置を受けていないことを確認する「労働組合」の資格再審査等)</p> <p>(3) <u>2010年以降、複数労組が許容される場合は、使用者側の物理的・時間的負担を軽減するため、交渉窓口を一本化する制度を導入願いたい。</u></p>
<p>関連機関／ 関連法令等</p>	<p>&lt;関連法令等&gt; 労働組合及び労働関係調整法第2条4項、第5条、第24条第2項 同法付則第5310号第5条第1項及び第3項、第6条第1項</p>
<p>備 考</p>	<p>日本の法令においても、「団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの」は労働組合と認められておらず(労働組合法第2条第2号)、各企業は、当然のことながら当該法令を遵守している。</p>

件名	6. 国家有功者雇用義務の弾力的運用 【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>国家有功者雇用義務については、国家有功者等礼遇及び支援に関する法律第30条により、常時20人以上を雇用する一般事業所(製造業の事業所では、常時200人以上の勤労者を雇用する場合)は、国家有功者を勤労者数の一定割合以上雇用することが義務付けられている。</p> <p>そして、本法律に対し、2003年から2007年まで5回に渡り外国企業に対する弾力的な運用についての提言を行ってきた。それに対し、『憲法に定められている事項として緩和は極めて困難』との回答を得た一方で、2007年の建議に対する回答では、『外国人投資企業に斡旋する場合は、できるだけ該当企業に必要な語学力がある者など、外国人投資企業が必要とする国家有功者を斡旋するよう積極的に努力する』との回答も得た。そのため、2008年においては本件を建議の対象から外した経緯がある。</p> <p>しかしながら、実際には外国人投資企業が必要とする人材を斡旋するという具体的な対応策は見られず、進出日系企業からは以前と同様に、国家有功者の雇用義務が韓国投資の大きな足枷となっているとの報告が寄せられている。</p> <p>外国人投資企業がOECD加盟国である韓国へ投資する場合、人材については語学力や専門性において高度なレベルを必要としており、人件費が投資コストに占める割合は極めて大きい。そのため、国家有功者の雇用において求めるレベルの人材がない場合、結果として企業の競争力低下につながり、長期的には韓国へ投資する意味が薄れてしまうことが危惧される。</p>
改善要望	<p><u>本法律の外国人投資企業への適用除外を要望する。</u></p> <p><u>適用除外が難しい場合、本法律の雇用義務比率の妥当性を検証するため、以下の3点について、情報をご開示願いたい。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現段階で把握している国家有功者の対象者総数と未就業者数</li> <li>(2) 国家有効者の雇用義務を負っている韓国企業数／雇用義務数／実雇用数</li> <li>(3) 国家有効者の雇用義務を負っている外国人投資企業数／雇用義務数／実雇用数</li> </ol> <p>ここでいう「韓国企業」とは、「外国人投資企業」(外資企業の100%子会社、外資企業が過半数の株式を保有し実質的な経営権を外国人が有する会社、外資企業の支社・支店)以外全てを含む。</p>

	<p>検証の結果、雇用義務比率と国家有功者数対象者数の関係において本法律施行時と現在の状況に乖離がある場合、雇用義務比率の低減につき検討願う。また、韓国企業と外国人投資企業の雇用比率の実態に差が見られた場合も、外国人投資企業の負担が軽減されるよう必要な措置の検討を願う。</p>
<p>関連機関／ 関連法令等</p>	<p>&lt;関連法令等&gt; 国家有功者等礼遇及び支援に関する法律 第4章 就業保護（第28条乃至39条）</p>
<p>備 考</p>	



## 2. 金融分野

件名	7. 金融実名確認手続きの改善【新規】
現状／問題点	<p>&lt;金融実名取引&gt;            韓国においての実名確認手続きは金融取引の都度、面前で実名確認証票原本により実名を確認し、関連実名確認証票のコピーの実名確認に必要な関連書類を添付・保管しなければならないこととなっている。例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①定期預金取引を行っている取引先が後日、普通預金口座を開設する時には定期預金時と同じ手続きを踏まなければならない。</li> <li>②既存口座と同一名義の新規口座開設の場合、資金の流出がない定期預金の書換えにも拘わらず、法人の代理人が来店時はその都度、面前で代理人の実名を確認し委任関係書類(代理人の実名確認証票・委任状)を別途徴求しなければならない。</li> </ol> <p>従って、韓国内に一つの支店しかない日系銀行の場合、遠隔地所在の取引先に対しても取引の都度、面前で実名確認を行わなければならない、双方にとってビジネスの阻害要因となっている。</p> <p>&lt;マネー・ロンダリング防止業務指針及び解説&gt;            一方、韓国マネー・ロンダリング防止業務指針及び解説では、実名確認は金融取引の都度ではなく、顧客毎に実名確認証票等を通じ顧客の本人情報を確認することとなり、最初の取引の際に顧客確認を行った場合は、後日の他取引について顧客確認は不要となっている。</p>
改善要望	<p>(要望1)            上述したように実名確認手続きにおいて、金融取引とマネー・ロンダリング防止業務指針の間に齟齬がある部分を、マネー・ロンダリング防止業務指針に合わせて、<u>金融取引の都度ではなく顧客毎の本人確認で金融業務が行えるよう改善を要望する。</u></p> <p>(要望2、※要望1が困難な場合)            (1)法人については、本人確認済の場合は法人本体についてのみ「本人確認済」であることを確認すればよく、担当者個人(来店者、代表者、経理担当者等)の「本人確認済の確認」は不要            (2)代理人の本人確認方法に関して、本人確認済の取引先が後日、他の取引を行う場合の本人確認は以下の方法により、既に本人確認が行われた個人または法人と同一であることの確認(本人確認済の確認)を行う。</p>

	<p>①「面識あり」による本人確認  ②IDカードの提示を受ける方法  ③通帳、証書、印鑑/署名等の提示を受ける方法  ④取引状況その他聴取</p> <p>伝票等の余白に本人確認済の確認を行った者が確認方法を記入、確認印押印</p> <p>従って、実地名義による金融取引可否をチェックするという金融実名取引法の趣旨を損なわないまま銀行と取引先の業務効率化を図る。</p>
<p>関連機関／  関連法令等</p>	<p>&lt;関連機関&gt; 企画財政部  &lt;関連法令等&gt; 金融実名取引及び秘密保障に関する法律</p>
<p>備 考</p>	<p>日本においては、上記の確認方法により業務を行っているところ</p>

件名	8. 店頭デリバティブライセンスに求められるシステムの現地化【新規】
現状／問題点	現地法人の場合、店頭デリバティブライセンスを取得するためには、フロントからミドル、バックまで全てのシステムを現地化することが求められている。この要件はグローバルにビジネスを展開する外資系金融機関にとってシステム投資の増大、維持管理の困難、非効率化を強いるものであり、大きな負担となっている。
改善要望	<u>グローバルに共有できるシステムについては、海外システムの共同使用を認めるよう要望する。</u>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 金融委員会、金融監督院          &lt;関連法令等&gt;          「Regulation on Financial Investment Business」の第5-50条(Risk Management of Derivative Transactions)          同条項の attachment 15 の第3パラグラフ(Foreign Financial Institution, Korea Branch Standard)のサブパラグラフのなかで、外国金融機関の支店に関してはITのオンショア化の緩和が認められているが、その対象に現地法人が含まれてないため、完全なITオンショア化を求めるという解釈がなされている。</p>
備考	

件名	9. 証券会社の業務委託に関する規制【新規】
現状／問題点	証券会社の場合、意思決定を伴う業務（コンプライアンス、インターナショナル・オーディット、リスク管理など）は外部への業務委託が禁じられている。しかしながら、グローバルにビジネスを展開する外資系金融機関にとってこれらの機能は地域マネージメントレベルで管理されており、韓国のエンティティーレベルのみで独立して完結するものではないので、対応に苦慮している。
改善要望	<u>外資系金融機関の地域マネージメント管理体制を考慮した上で柔軟な対応ができる様、法改正を要望する。</u>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 企画財政部          &lt;関連法令等&gt; FISCMA（金融及び資本市場統合法） 第45条</p>
備考	

件名	10. 「デリバティブ商品投資相談士」試験制度に関する改善【新規】
現状／問題点	<p>2009年2月4日付で施行された「資本市場と金融投資業に関する法律」により2010年2月4日以後は一般投資者を対象にした店頭デリバティブの投資勧誘や投資相談は「デリバティブ商品投資相談士」試験合格者として金融投資協会に登録された者だけが可能となっている。</p> <p>しかしながら、外国系金融機関の国内支店(含む、日系銀行)に勤務している外国人スタッフのうち、自分の本国やその他の海外で一般投資家と相対でデリバティブ商品投資相談士の資格を持って投資勧誘や投資相談の業務を行った経歴があるスタッフでも、上述の法律によって2010年2月4日以後、韓国では当該業務を行うことができなくなる。</p> <p>「デリバティブ商品投資相談士」試験は、現在、韓国語のみで実施されており、外国人スタッフが試験に合格するのは現実的に困難である。</p> <p>店頭デリバティブの投資勧誘や投資相談業務を「デリバティブ商品投資相談士」試験合格者のみに限定せず、海外からの公的資格を取得した外国人スタッフには特例を適用して、韓国内でも店頭デリバティブ営業活動が行えるようにすることで、デリバティブ取引についてのノウハウ享受、市場の活性化が必要と考える。</p>
改善要望	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>外国語にて試験問題を出して、外国人も試験に応じることが出来るようにする</u>(現在の規程上、「派生商品投資相談士」の試験に応じる資格については外国人に対する制限なし)。</li> <li>2. <u>外国で取得した公的資格所持者に対する特例認定</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 上述1の体制が整備されるまでは、外国で取得した公的資格所持者の該当業務経験等を記載した特例認定申込書を、当該金融機関の長(拠点長)が当局に提出して、当局が認める場合に限り、一般投資家を相手にする「派生商品投資相談士」として暫定的に認める。</li> <li>(2) 特例認定申込書により認定された外国資格所持者に対して、韓国で店頭デリバティブ投資勧誘や投資相談を行う際の必須項目のうち海外資格でカバーできていない事項については、当局が研修プログラムを計画し、一定の研修を修了すること等によって国内でのデリバティブ商品投資相談士の資格に準じるようにする。</li> </ol> </li> </ol>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 金融監督院</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 資本市場と金融投資業に関する法律</p>

備 考	<p>日本国内においては、2009年4月1日より「金融商品取引法」に基づく特定店頭デリバティブ販売については、「デリバティブ販売資格」(社内独自資格)の取得に加え、日本証券業協会主催の「第一種外務員資格」の取得及び日本証券協会への登録が必要。</p>
-----	---

件 名	<p>11. 国外支配株主の支払保証による国内借入の支払利息の損金処理 【継続】</p>
現状／問題点	<p>内国法人の借入金のうち、国外支配株主からの借入および同株主の支払保証により借り入れた金額が、その国外支配株主の出資持分の3倍(金融業は6倍)を超える場合は、その超過分に対する支払利息および割引料は、配当等とみなされ、損金に算入することができない。</p> <p>国外支配株主からの借入であれば、支払利息および割引料の支払が国外に対し行われるため、過少資本税制の適用は理解ができるが、単に支払保証のみを取得し、国内金融機関から借入している場合には、実際の資金の流れは国内で完結しているため、他の国内資本の同業他社の国内調達と何ら変わらないものであり、著しく公平を欠くものである。</p>
改善要望	<p>国外支配株主の支払保証があつたとしても、国内金融機関より借り入れた金額については、<u>同株主の出資持分の3倍(金融業は6倍)を超過していても、その超過分に対する支払利息および割引料は損金に算入出来るものとする。</u></p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 企画財政部租税室国際租税制度課および国際金融局外換制度課 &lt;関連法令等&gt; 国際租税調整に関する法律第3章第14条</p>
備 考	<p>&lt;日本のケースについて&gt; 韓国と同様、国外支配株主から借り入れた金額については同株主の出資持分の3倍(金融業は6倍)を超える場合は、その超過分に対する支払利息および割引料は損金算入が認められないが、国外支配株主の支払保証で日本国内金融機関から借り入れた金額については、過少資本税制の対象とはならない。(租税特別措置法施行令第39条の13)</p>

件名	12. 金融機関の業務委託等に関する規制の緩和【継続】
現状／問題点	<p>金融会社の競争力強化を図る趣旨のもと、2005年7月「金融機関の業務委託等に関する規定」が改定された以降、業務委託に関する事前・事後報告の手続きが明確化されるなど、関連規定が改善された。関連規定上、外銀支店が本店の電算システムを利用することが業務委託と見做され、当該規定上の必要書類を添付した上で、金融監督院長に報告しなければならないとされている。しかし、かかる規定上に明記されていないものの、同規定の運用において、当該本店所在国の金融監督機関(日本の場合、金融庁)から、“韓国の金融当局が当該本店に対して監督・検査(*1)を行うことについて反対しない”旨の、いわば、NO OBJECTION LETTER の取得および当局提出が義務付けられている。</p> <p>( * 1 ) 受託会社の顧客情報守秘義務遵守状況等の点検</p>
改善要望	<p>委託実務を進める当事者として、このような書面を相手国の金融当局から取得するのは非常に困難なことであるため、顧客情報の守秘義務遵守について、委託者(支店)と受託者(本店)が連署した誓約書(*2)を当地の当局に提出するなどの代替案をもって緩和して頂きたい。</p> <p>( * 2 ) 例示: 顧客情報の守秘義務違反(目的以外の情報漏えい等)事例がある場合は、委託契約を解約するなどを趣旨とする文面)</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 金融委員会、金融監督院  &lt;関連法令等&gt; 「金融機関の業務委託等に関する規定」</p>
備考	

件名	13. 有価証券保有制度の外国金融機関への弾力的運用【継続】
現状／問題点	<p>韓国においては銀行法第38条並びに銀行法施行令第21条の2において株式及び長期保有有価証券に関しその保有限度額が一律自己資本の60%を上限として制限されている。</p> <p>しかし、同限度金額算定根拠として、外国金融機関に対しては本店の自己資本ではなく、韓国に所在する支店単位の資本金が適用されるため韓国金融機関に対して投資可能金額が極端に低いレベルに抑制されている状況にある。</p>
改善要望	<p>本来投資家としての信用力は金融機関全体で判断されることが適当であるところ、外国金融機関については韓国に所在する支店単位の自己資本ではなく、金融機関全体の自己資本を適用するよう改善願いたい。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 企画財政部</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 銀行法第38条、銀行法施行令第21条の2</p> <p>【銀行法第38条】</p> <p>株式及び償還期間3年を超過する有価証券に対する投資として自己資本の100分の100の範囲内で大統領令に定める比率に該当する金額を超過する投資を行ってはならない。</p> <p>【大統領令第21条の2】</p> <p>法第38条第1項及び第3項における「大統領の定める比率」とは100分の60を言う。</p>
備考	

件名	14. 非居住者への韓国ウォン為替市場の開放【継続】
現状／問題点	<p>韓国においては、2002年以降、外国為替の自由化に向けて各種規制の段階を踏んでの緩和により、居住者に対する自由度が格段に広がっている。</p> <p>しかし、非居住者に対する韓国ウォン為替市場へのアクセスは限定的にしか認められていないのが現状である。</p>
改善要望	<p>非居住者の韓国ウォンの外国為替取引は外貨を韓国内に送金し、韓国内の認可金融機関としか行うことができないが、韓国内で非居住者間のウォン決済ができるよう緩和いただきたい。これによりオフショアでの外国為替取引が可能になり、海外投資家の利便性が高まるものと思料する。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 企画財政部</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 外国為替取引規程</p>
備考	

件名	15. 同一人又は同一グループに対する貸付規制の改善【継続】
現状／問題点	<p>韓国では、同一人及び同一グループ向け与信限度を同一人では自己資本の20%以内、同一グループでは自己資本の25%以内と規制されている。</p> <p>これは韓国地場銀行に比べて相対的に自己資本(持込資本)の小さな外銀支店にとってより不利な内容であったため、その後「本支店間で契約した期間1年超の借入金」は自己資本に算入されることが認められた。</p> <p>韓国で営業する外国銀行は「支店」形態を取っており、持込資本金が少額であるため、信用供与限度が低く設定され、貸出業務を推進する上での大きな障害となっている。</p> <p>これを補うべく、2001年7月2日より「期間1年超の本支店借入金(＝外国に所在する本店、または海外支店からの借入金、いわゆる本支店中長期借入)のうち、韓国内で運用している額」が見做し自己資本に算入されることとなった。</p> <p>しかしながら同借入金には支店の資本総計を基準とする上限がある。また、現在の算定方法では、本支店貸与金の増加額が見做し自己資本から控除されるなどの制約があるので、十分な措置とは言えない。</p>
改善要望	<p><u>規制計算方法について、持込資本金でなく本店自己資本額をベースにするように要望する。</u></p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 企画財政部          &lt;関連法令等&gt; 銀行法第35条、銀行法施行令第26条、          銀行業監督規程第10条</p>
備考	



件名	16. 中小企業貸出比率規制の撤廃 【継続】
現状／問題点	<p>韓国における銀行は、一定比率以上の中小企業貸出を義務づけられている(86年7月末残高を基準として、以後のウォン貸出増加分の25%以上を中小企業向けに貸出さなければならない)。</p> <p>しかしながら、金融機関が行う融資は、融資先のリスクを個別に判断し、金融機関がリスクをコントロールできる範囲内で行うことが原則である。</p> <p>韓国における中小企業育成の重要性は理解するが、中小企業の育成は、本来、政府による中小企業向け政策融資や、信用保証制度における政府の再保証等により対応すべき課題であり、金融機関に中小企業貸出比率規制を適用し、義務付けるという現在の制度は市場原理にそぐわない。</p> <p>また、中小企業に対する融資においてはきめ細かい与信管理が必要であるが、店舗数や人員において与信管理に限界のある外国銀行には、実質的な不利益が生じる。</p> <p>国内銀行と外国銀行が同様に扱われる結果、外国銀行にとって実質的な不利益が発生する場合には、形式的に同じ待遇であるよりも実質的に同等の負担となるような異なる措置適用が必要である。</p>
改善要望	外銀への中小企業貸出比率規制の適用撤廃を要望する。
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 韓国銀行</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 金融機関与信運用規定第2条第8号</p>
備考	

### 3. 税務・会計分野

件名	17. 外国人勤労者の勤労所得に対する非課税特例適用期間延長要請 【継続】
現状／問題点	<p>&lt;現状&gt; 現在、外国人勤労者の勤労所得に対しては、所得税軽減のために2つの課税特例の中で選択適用を許容。</p> <p>① 総給与額の30%非課税(2009年終了)後、一般所得税の課税体系を適用 ② 総給与額に対して15%の単一税率を適用</p> <p>&lt;改正後&gt; 外国人に対する過度な支援及び国内勤労者との差別を是正するために、総給与額の30%の非課税制度(①)を廃止し、15%単一税率制度(②)のみを維持</p> <p>外国人の所得税額算定基礎額には、給与所得以外に、外国人が韓国で働くにあたって必要な社宅関連費用、外国人学校の教育費補助、医療費補助などが含まれている場合も多く、韓国人に適用される個人所得税と比べて過度な優遇、差別ではなく、適正水準であると考えられる。「給与総額に対し15%の単一税率」規定だけを残すことは、結局富裕層に対する優遇措置だけを残すこととなる。</p> <p>また、外国人駐在員の経費が増加すると海外からの投資意欲を減退させる一因となり、現政権が掲げる外国投資促進の阻害要因が増える。</p>
改善要望	<p>当該の非課税規定の廃止により、外国人勤労者の税額が一斉に増加するものと考えられ、これによる外国人投資家の予測可能性の低下により韓国国内の外国人投資心理が萎縮することが憂慮される。</p> <p>よって、総給与の30%非課税措置の復活を要望するとともに、租税特例制限法第18条の2第2項(総給与の15%単一税率の適用)の猶予期間(2012年まで)の延長を要望する。</p>
関連機関／ 関連法令等	<関連法令等> 租税特例制限法第18条
備考	

件名	18.「中小企業の所有および経営の実質的な独立性基準」の適合可否の判別に際し、外国人投資家の資産総額を韓国通貨に換算する場合の基準交換率の改正【継続】
現状／問題点	<p>韓国では資産総額5,000億ウォン以上の大企業による直接、間接も含め30%以上の株式所有企業については中小企業から除外しているが、その適用判断基準通貨がウォンになっていることから、日本に所在する親会社の場合、資産総額に変化がないにも関わらず、直前事業年度末日現在の交換率で韓国通貨に換算することから、為替の変動により中小企業に該当、あるいは除外される場合が発生し、安定した会社運営が阻害される状況となっている</p> <p>「中小企業基本法施行令」別表2 第1号の規定は、本来、株式の上場会社および協会登録法人で資産総額が5,000億ウォンを超過する法人のみが適用されていたが、2005年12月27日に施行された改正によって全ての法人に適用されることになり該当する外国人投資中小企業は変動する交換率のために安定した経営が可能な内国人中小企業に比して、絶えず不安定な環境で経営せねばならない不利益を強要されている。</p>
改善要望	<p>1. <u>改正法施行日である2005年12月27日に、すでに営業をしている外国人投資法人については、改正法施行日の交換率もしくは直前事業年度末日現在の交換率のいずれかを選択できるように改善。</u></p> <p>2. <u>法改正後に登記をした外国人投資法人については、法人登記日の交換率もしくは直前事業年度末日現在の交換率のいずれかを選択できるように改善。</u></p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 中小企業庁、知識経済部 &lt;関連法令等&gt; 中小企業基本法施行令</p>
備考	<p>日本、中国、台湾およびインド等の国々にはこの様な法律は存在せず。また、米国については中小企業に関する明確な解釈がない。</p> <p>欧州各国では、法人体の感覚が異なり、現状把握が不可能な状態であるのみならず、中小企業、大企業の区別に関する解釈が明確でない。</p>

件名	19. 国外支配株主に対する支給利子の損金不算入適用時のレート適用規定の整備【新規】
現状／問題点	<p>国外支配株主の支給利子における損金不算入の計算時、外貨借入金の積数計算は、事業年度終了日現在の基準レートを適用するように規定されている。(国租法施行令第24条第4項)</p> <p>但し、国租法施行令改定案によると、外国銀行の国内支店の場合、事業年度終了日現在のレートと日々のレートを選択適用することができるようにする予定。</p>
改善要望	<p>事業年度のうち、外貨借入金の変動が発生しても期末レートを適用して積数を計算しなければならないかどうかの可否が不明確で、期間内の変動がある場合にも一括的に期末レートを適用するようにすることは、不合理な面があるため、<u>月平均レートを使うなどもっと合理的に改善を要望する。</u></p>
関連機関／関連法令等	<関連法令等> 国際租税調整に関する法律施行令第 24 条第 4 項
備考	

#### 4. 知的財産権分野

件名	20. 植物品種保護制度における対象植物の拡大について【新規】
現状／問題点	<p>我が国で育成されたイチゴ品種「章姫」、「レッドパール」といった品種が育成者の許諾を得ず、韓国で広く栽培されている事態が生じているが、現在の韓国の植物品種保護制度において、イチゴは保護対象植物となっていないため(※)、我が国の育成者は、韓国で品種登録を行い、育成者権を行使することができない状況。</p> <p>※ 韓国は、UPOV91年条約を締結しているため、同条約に基づき、2012年までに全植物を保護対象とすることが義務付けられているが、イチゴを始めとする5植物(イチゴ、キイチゴ、温州みかん、ブルーベリー、おうとう)と海藻類が2009年9月現在、保護対象となっていない。</p> <p>今後、韓国において、我が国の優良なイチゴ品種の保護を図る上でも、イチゴが早期に保護対象とされることが重要。</p>
改善要望	<p><u>植物品種保護制度の対象とされていないイチゴを始めとする全植物について、2012年を待たずに早期に保護対象とするよう要望する。</u></p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 農林水産食品部 &lt;関連法令等&gt; 種子産業法</p>
備考	<p>日本の植物品種保護制度においては、全ての植物を対象植物としている。</p>

件名	21. 韓国向けテレビ番組・劇場用映画ライセンス・ビジネスの課題【新規】
現状／問題点	<p>未だに日本の番組が地上波枠から締め出されている。 韓国ソフトが日本をはじめアジア市場を席捲する実力をつけている中、韓国も平等に市場を開放するべきである。</p> <p>テレビ番組の企画内容(番組フォーマット)のアイデア盗用が横行。</p> <p>劇場用映画を、無断で重大な改編(結末を本来のものと逆にした)を加え上映した事例があった。</p>
改善要望	<p>日本番組の規制を早急に緩和し、韓国の管轄省庁が中心となり、市場開放に向けて可及的速やかに作業を推し進めることを希望する。日韓の政府機関はその事実を再認識した上で市場開放に向けて作業を開始するべきである。</p> <p>テレビ番組の番組フォーマットのアイデア盗用の防止について、韓国政府からの指導をお願いします。</p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt;文化体育観光部、放送文化委員会 &lt;関連法令等&gt;放送法</p>
備考	

件名	22. インターネット上での著作権侵害に対する対策改善【新規】
現状／問題点	<p>韓国のUGCサイトの著作権侵害対策が不十分で、日本番組の字幕入り不法アップロードが横行しており、日本のテレビ局、製作会社、アニメ会社などは、著作権侵害で大きな損害を被っている。</p> <p>こうした著作権侵害が発生した場合、日本の権利者より侵害の申立をしても、せいぜい申立を行ったURLのファイルが削除されるだけで、またすぐに同一コンテンツがアップされ「いたちごっこ」となっている。さらに、甚だしき場合は、著作権侵害通知そのものが無視される場合すらあり、削除要請を受け入れさせるまで多大な労力を要している。</p> <p>著作権侵害行為について繰り返し受けた警告を無視するオンライン・サービス・プロバイダに対し、アクセス停止またはそれに等しい対応をインターネット・サービス・プロバイダのレベルで行っていない。</p>
改善要望	<p><u>1. ビデオ・フィンガープリント認証システムの導入を推進する。</u>  あらかじめビデオ・フィンガープリント認証に登録された動画であれば、そのファイルがアップロードされた段階で認証し公開される前に除去することができる。これはほぼ自動的に行われ、サイトで使われる言語の違いや、作品名を変えられた場合などでも有効に機能し、著作権者がサイト内の侵害ファイルを探し回る必要もない。現在 YouTube を始め多数の動画共有サイトでの導入が完了しており素晴らしい効果を上げている。</p> <p><u>2. 著作権侵害行為について繰り返し受けた警告を無視するオンライン・サービス・プロバイダに対し、アクセス停止またはそれに等しい対応をインターネット・サービス・プロバイダのレベルで行う。</u>  この点は、残念ながら昨年の韓国の著作権法の改正から除外された。再度法案に盛り込まれることを希望する。</p> <p><u>3. 日本の著作権者についても、韓国の監視機関に通報することにより、韓国政府による保護を享受できるように要望する。</u>  韓国では著作権の施行を強化するために、「著作権保護センター」を2005年に設立し、韓国国民は、監視機関に著作権侵害を簡単に通報できるシステムになっていると聞く。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 文化体育観光部、著作権保護センター</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 著作権法</p>

備 考	<p>Pandora TV (<a href="http://www.pandora.tv/">http://www.pandora.tv/</a>) という韓国の動画共有サイトは、日本からのアクセスが全体の78.2%に及び、当事国の韓国からのアクセスである16.9%を大きく引き離し、実質日本人向けの日本語音声または字幕のTV、映画、アニメのコンテンツで満たされており、Pandora TV へのアクセス状況は Alexa の <a href="http://www.alexa.com/siteinfo/pandora.tv">pandora.tv</a> に関する以下の URL:</p> <p><a href="http://www.alexa.com/siteinfo/pandora.tv">http://www.alexa.com/siteinfo/pandora.tv</a></p> <p>日本からの Pandora TV へのアクセス方法は、大きく2通りある。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>Pandora TV のメイン・ページより視たい作品の検索</li><li>リンクサイト(例: <a href="http://dramaview.blog112.fc2.com/">http://dramaview.blog112.fc2.com/</a>) を通しての視聴</li></ol> <p>今のところ法的規制はなくサイトの運営会社への協力要請・お願いという形で進めているが、うまく進展していない。法的規制が可能なら理想的。</p> <p>日本の代表的なUGCサイトである「ニコニコ動画」は日本の著作権団体の要請を受け入れ、自主的に投稿を監視し著作権侵害動画を発見した場合は、自ら削除している。</p>
-----	--



件名	23. 特許出願手続きの改善【一部継続】
現状／問題点	<p>(1) 拒絶理由通知に対する応答期間は通常2ヵ月間。また、拒絶決定に対する不服申立期間は30日間(期間延長が認められた場合はさらに30日間)とされている。しかしながら、韓国語文献が引用例の場合等において、引用例の翻訳が必要な外国出願人にとっては、指定期間内の対応が難しいのが現状。指定期間の延長は可能であるが、延長のたびに延長申請の手続が必要であり、延長料、及び高額な代理人手数料が必要である。</p> <p>(2) 多重引用した他の従属項等を多重引用して従属項を記載することが認められていない。発明の多面的な保護の観点からこのような従属形式も認められるべきである。</p> <p>(3) 実効性のある権利を取得するため、出願人は、審査が終了し、特許決定を受けるまでの間に、保護を受けようとする発明を特許請求の範囲に多面的・網羅的に記載しておく必要がある。しかしながら、審査官による最終判断(決定)やそれに付随する先行技術調査結果が提示される前の段階において、どの範囲まで広く権利化できるかについて出願人自らが見通しを立てることには限界がある。このような観点から、韓国では拒絶決定後の分割出願を認める法改正が2009年1月に行われたと理解している。</p> <p>出願人が決定前に上記見通しを立てることの困難性は、出願が特許決定される場合も同様であり、特許決定時の特許請求の範囲が十分に実効的なものでない場合がある。特許請求の範囲が不十分なまま特許決定された出願について、現行制度では、出願を分割してよりの確な特許請求の範囲での権利化を目指す途が閉ざされており、実効性のある多面的・網羅的な権利取得が困難となっている。</p>
改善要望	<p>(1) <u>拒絶理由通知に対する応答の指定期間を3～4ヵ月間とし、さらに、拒絶決定に対する不服申立(審判請求、再審査請求)の期間を長期化する</u></p> <p>韓国特許庁は応答期間を長期化すると、導入が検討されている「登録遅延による特許権存続期間延長制度」への影響を懸念していると承知しているが、同様の制度をすでに導入している米国でも、拒絶理由通知に対する応答期間は原則として3ヵ月間となっている。</p> <p>なお、指定期間の長期化が困難な場合は、例えば指定期間内に応答がなかった場合は期間延長申請があったものと推定し、後日拒絶理由通知に応答をする場合に必要の手続と延長料を支払うなどの制度をご導入すれば、出願人は1ヵ月毎に延長申請をする必要がなくなるので、これについても検討願いたい。</p> <p>このような制度を採用しても、拒絶理由通知の送達から例えば6ヵ月以内に応答又は現実の延長申請がない場合は出願を取り下げたものと見做</p>

	<p>すなどの規定を設けることにより、出願人に拒絶理由通知に対する応答意思のない出願が大量に蓄積する心配はないものとする。</p> <p>(2) <u>マルチのマルチクレームの表現を認める</u>  韓国特許庁は、多重引用した他の従属項の多重引用を認めた場合に、権利範囲の理解が困難になると共に、請求項の数に応じて計算される各種費用の計算が煩雑になることを懸念しているとのことであるが、同様のクレーム表現を認めている日本及び欧州において大きな問題が生じていないことを申し添える。</p> <p>(3) <u>特許決定後の一定期間においても分割を可能とする</u>  拒絶査定後の分割出願を認めた 2009 年 1 月の法改正を一步進め、特許決定後の一定期間においても分割を可能とする制度とする。</p>
<p>関連機関／ 関連法令等</p>	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁  &lt;関連法令等&gt; 特許法、(2)特許法施行令第5条第6項</p>
<p>備 考</p>	<p>(1) 日本方式審査便覧 04.10(在外者の場合3ヵ月、申請により3ヵ月延長可能)、米国3ヵ月、EPC4ヵ月、中国4ヵ月、台湾3ヶ月  (2) 日本及び欧州特許協力条約ではこのような従属形式のクレームの表現を認めている。  (3) 日本では、同様の制度改正を 2007 年に行ったところであり、この制度改正は多くの出願人に好意的に受け入れられている。(日本特許法44条1項)</p>

件名	24. 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【継続】
現状／問題点	<p>コンピュータ関連発明審査基準2. 2. 1によれば、記憶媒体に記憶されたコンピュータプログラムについては特許法の保護対象とされているが、コンピュータプログラム自体は特許法における保護対象となっていない。</p> <p>しかし、記憶媒体に記憶されたコンピュータプログラムのみを保護対象とし、コンピュータプログラム自体を保護対象としないことにより、以下のような不都合が発生する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンピュータプログラムは、コンピュータにインストールして実行可能となり、ユーザがコンピュータにインストールしたとき、或いはインストールしたプログラムを実行したときに、初めて特許権が実施されたことになる。従って、ネットワークを介してプログラムを提供する者は、記憶媒体にコンピュータプログラムを記憶させていないため、侵害製品を製造販売等していると解することはできず、直接権利行使することができない。</li> <li>2. 一方、個々のユーザに対して権利行使することは現実的に不可能であり、また特許権侵害は、生産・経営の目的で行うことが要件となっているので、個人的に使用するユーザは侵害者とならない。</li> </ol>
改善要望	<p>コンピュータプログラム自体を特許法の保護対象とすることを要望する。</p> <p>コンピュータプログラムを含む発明の模倣が極めて容易である点からも、その適切な保護ために、実際に市場に流通するコンピュータプログラム自体が特許保護の対象であることを明確に規定してほしい。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 特許法</p>
備考	<p>日本においては、「プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体」と共に「プログラム自体」が特許を受けられる旨、特許法、審査基準等に規定されている。</p> <p>また台湾においても、2008年5月の審査基準の改正によりプログラム自体を特許の対象としている。また、英国においても2008年2月よりプログラム自体を特許の対象としている。</p>

件名	25. 外国語出願の導入、PCT出願の補正範囲の拡大について【継続】
現状／問題点	<p>韓国特許庁への出願は韓国語で行わなければならない、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載されていない事項を出願後に補正により追加することは認められない。また、PCT国際特許出願の場合も、韓国内の手続きにおいて、翻訳文に記載されていない内容を国際出願の原文(外国語)の記載に基づいて補正することは認められていない。</p> <p>しかしながら、外国での出願(外国語)をもとに韓国出願をする場合、韓国語に翻訳する過程で誤訳があったときには、外国語での記載内容をもとに誤訳を訂正することができず、同様にPCT出願の場合も、外国語の原文に立ち戻り補正することができず、原文の意図を翻訳文において十分に伝えきれない場合もあり不都合を伴い、発明の適切な保護が図れない場合が発生する。</p>
改善要望	<p><u>外国語による特許出願を認め、PCT国際特許出願に関して出願の原文(外国語)に基づく補正を可能とする。</u></p> <p>日本等で導入されている外国語書面出願を韓国でも導入するよう要請する。すべての外国語出願の受入れが困難な場合は、当初は英語などの一部の外国語に限定し、順次他の外国語を対象に加えることを提案する。</p> <p>また、韓国においても、PCTによる国際特許出願に関し、手続補正を国際特許出願の原文に基づいて可能とすることについて検討されたい。</p> <p>なお、これらの改正については、PLT条約及びSPLT条約にあわせた特許法改正の際に考慮するとの見解を韓国特許庁より聞いているが、PLT条約及びSPLT条約の発効を待つことなく、早期に検討願いたい。</p> <p>また、外国語書面出願を導入した場合の審査官の負荷増大を韓国特許庁は懸念していると聞すが、この点についてはPCTによる国際出願が韓国の国内段階に移行した場合と同様に、外国語出願された出願の審査についても出願人から提出された韓国語の翻訳文をベースにして行うことにより、大きな負担増にはならないものと思慮する。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 特許法</p>
備考	<p>日本ではPCT国際特許出願の原文に立ち戻り補正が行える制度を採用している。従って、韓国人が韓国語で国際出願し日本で国内移行した特許出願は、韓国語原文に立ち戻って補正することが可能である。同様の制度は米国や欧州でも採用されている。</p> <p>日本特許法36条の2、184条の12第2項  米国37CFR1. 52(d)、台湾特許法25条、タイ特許法に基づく省令第21号12条2項、インドネシア特許法30条2項</p>

件名	26. 意見書のみが提出された場合の審査について【新規】
現状／問題点	<p>特許出願の審査において、発明に拒絶理由があると判断した審査官は「意見提出通知書」を発行し、出願人に意見書を提出するとともに、発明を補正する機会を与えているが、これに対して出願人が発明を補正しないで、審査官の判断に対する意見のみを提出した場合には、審査官の判断が改められることなく、そのまま拒絶決定が下される比率がかなり高いと感じる。</p> <p>そのため、出願人側では、発明を補正する必要はないと判断できる場合であっても、形式的に発明を補正する実務が定着しているのが実情である。</p> <p>審査官が一度通知した判断について自ら誤りを認めることとなるため、審査官の人事考課においてマイナスの取り扱いがされているとの風評もあって、出願人としては、やむをえず、このような実務を行っている。</p>
改善要望	<p><u>意見書の内容を十分に検討し、判断を再考する審査を徹底する。</u></p> <p>「意見提出通知」は、審査官が自らの心証形成のための資料を得るための手段であるから、出願人が提出した意見書は、審査官の心証形成のために十分に検討し、先に指摘した拒絶理由が維持できるかどうかを、あらためて判断するよう、審査方針を徹底していただきたい。</p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 特許法</p>
備考	

件名	27. デザイン登録要件及び商標登録要件の改善 【新規】
現状／問題点	<p>&lt;デザイン&gt;  韓国においては、同一出願人であっても、全体意匠を出願した後に部分意匠、部品の意匠を出願すると、いわゆる拡大された先願により拒絶され、登録を受けることができない。(デザイン保護法第5条3項)</p> <p>このため、デザイン開発において、製品全体、個々の部品の順に順次デザインが決定されていく開発実態に合わせて適時に出願することが困難となっている。また、近年の模倣品被害の増加を背景に、市場において成功した製品デザインの独自性の高い部分のみ模倣するといった模倣に対抗するための、部分意匠若しくは部品意匠の意匠権の取得が戦略的に行えないといった問題が発生している。</p> <p>日本では2007年施行の改正法により、同一出願人による後願の部分意匠、部品の意匠について、いわゆる拡大された先願により拒絶されることなく、登録を受けることが可能となったが(意匠法第3条の2)、これに伴い、日本において全体意匠→部分意匠(若しくは部品意匠)の順で出願し、それぞれ優先権を主張して韓国に出願すると、優先権主張により韓国での出願日も全体意匠→部分意匠(若しくは部品意匠)の順になってしまうために、後願の部分意匠(若しくは部品意匠)が拒絶されるという問題が発生する。</p> <p>&lt;商標&gt;  商品・役務区分における国際分類見直し等により、新たに権利化可能な指定商品が追加された場合や、今まで個々に商標登録を所有していたものを一つにまとめて商標登録したい場合に、新たに広く又は包括的な指定商品で出願すると、自社の先行登録を引用され、拒絶となってしまう。</p> <p>その結果、企業としては、管理する商標登録の件数が増え、効率的な管理が難しい状況にあり、大変な不便を強いられている。</p>
改善要望	<p><u>デザイン保護法第5条3項によるデザイン登録要件に例外規定を創設</u>  部分意匠と部品意匠の適切な保護を図り、優先権主張に基づく部分意匠出願の保護を可能とするため、同一出願人による出願の場合、先願意匠の一部と同一又は類似の、後願の部分意匠若しくは部品意匠について保護対象となるよう、デザイン保護法第5条3項によるデザイン登録要件に例外規定(拒絶対象から除外する)を創設することを希望する。</p> <p><u>商標登録要件の改善</u>  上記のようなケースでは、出願人自らが所有する先行登録は引用しない制度ないし運用に改善するよう希望する。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁  &lt;関連法令等&gt; デザイン保護法、商標法</p>
備考	日本国意匠法第3条の2

件名	28. 画面デザインの保護の拡充【新規】
現状／問題点	<p>韓国の現行デザイン保護法第2条による画面デザイン制度の運用状況のもとでは、「画面デザインが物品に一時的に具現される場合にも、その物品は画面デザインを表示した状態で工業上利用できる意匠と取り扱う」とし、物品と画像との一体性が要求されている。そのため、例えばDVDプレーヤーのような物品で、テレビやモニター等に操作内容が具現される画面デザインについて保護を受けるためには、物品をテレビやモニター等とせざるを得ないということになり、現状では「特定の画像が表示されたディスプレイ」などのように、物品を比較的包括的な形に特定して出願せざるを得ない状況にある。</p> <p>昨今の情報技術の発展に伴い登場してきた画面デザインについては、当該物品に一般に期待される使用目的を実現するために必須であるものであっても、デザイン保護法上、保護されないものとなっており、画面デザインを当該物品の一部として創作し、その創作に投資をしている企業等による製品開発の実情と合致しないものとなっている。</p>
改善要望	<p><u>画面デザインの保護の拡充</u></p> <p>画面デザインの出願について、物品と受像機が分離しているとしても、当該物品の一部として画面デザインを保護し、デザイン権を取得することを可能とするよう、画面デザインの保護の拡充を希望する。</p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令等&gt; デザイン保護法</p>
備考	<p>日本意匠法第2条第2項</p> <p>日本では、2007年施行の改正法以降、「物品がその本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要とされる操作に使用される画面デザインについて、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものとして保護するものとする。」と画面デザインの保護対象が拡充され、画面デザインをインストールしたDVDプレーヤーのようなものでも、物品としてその画面デザインの保護ができる制度となっている。</p> <p>侵害事件が発生した場合には、日本ではDVDプレーヤー自体が侵害物品となるのに対し、韓国ではディスプレイとなるため、DVDプレーヤーのメーカーに対しては権利行使出来ないという問題が生じる。</p>

件名	29. 商標の先後願に関する規定の適用の判断時期について【継続】
現状／問題点	<p>商標登録Aと同一又は類似の商標・指定商品について他人が出願Bを出願した場合、Aが不使用であるため不使用取消審判が認容されてBの決定時にAが消滅していたとしても、現行の制度下においては、Bに対してAを引用した拒絶理由は解消されずBは拒絶されてしまう。</p> <p>このため、上記例で示したBの出願人がその商標について商標登録を受けようとする場合は、商標法8条5項の規定に従い、引用されたAの取消が確定した後に再度の出願をしなければならない。また、韓国を指定した国際登録出願の場合には、新たな国内出願をしなければならない。</p> <p>本件に関し、本年4月30日の憲法裁判所の違憲判決(事件番号:2006 憲バ113、114)が存在していることを承知している。</p>
改善要望	<p><u>決定時を基準として先後願に関する判断を行う。</u></p> <p>早期権利化(登録)の観点から、また重複手続を回避するためにも、決定時を基準として先後願に関する判断をするよう早期の法改正を要望する。これにより特許庁の方式審査等での負担軽減も期待でき、かつ、権利の発生は設定登録からであるため、同一又は類似商標の重複登録の問題は発生しないと考える。更に出願人としても、再出願費用の節減といった副次的効果が得られる。</p> <p>先登録商標との類似如何の判断時点を後願の決定時とした場合、先登録商標の不使用取消審判の審理の緩急や審理保留により、後願の審査が遅延するという懸念はある。しかし、現行法のもとで再出願をする場合であっても不使用取消審判の確定まで再出願を待たねばならず、実質的な後願の審査期間は変わらない。しかも、出願時基準の下でなされた再出願はあくまでも新規の出願として出願日を設定され、その結果、かつて自らの出願により後願とされていた第三者の類似商標出願が新たな自らの先願になってしまう等の問題が生じる恐れがあり、かかる状況は出願人にとって重大な問題である。</p> <p>また、出願時に周知であった商標が後願の登録前に周知性を失った場合、法人が解散する等により後願出願時に存在していた他人の同一氏名・名称が登録時には存在しなくなったような場合においても、判断時期が「出願時」であると後願の登録を拒否しなければならない。これは不必要な理由により私権を制限することに他ならない。「決定時」であれば、公益に支障のない範囲において出願人の利益を保護できるといえる。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 商標法</p>
備考	<p>日本を始めとして欧米その他多くの国々において、商標登録出願の判断時期は「決定時(査定時)」である(日本商標法4条3項)</p>



件名	30. 日本酒の商標登録について【新規】
現状／問題点	<p>「吟醸」や「純米」、「本醸造」は、日本国税庁が告示した「清酒の製法品質表示基準」において、特定の要件を満たした場合に表示できる「特定名称」として定められたものであり、また、「上撰」などの格付け名称も日本酒の品質を示すために広く用いられているものである。韓国では、こうした名称に類似した商標が登録されており、問題である。</p> <p>また、すでに日本国内で流通している日本酒の銘柄について、韓国で第三者により勝手に商標登録されている例が、かなり多くある。日本酒を購入する消費者は、日本で流通している日本酒を強く意識して商品を識別することは明らかであるので、誤認混同の防止の観点、不当な権利行使の観点から、こうした第三者による商標登録に社会的な問題があることは明らかである。</p>
改善要望	<p><u>日本酒に関する商標登録の運用改善</u></p> <p>日本国政府が定めた品質表示方法に類似した商標や、日本で一般に品質や格付けのために用いられている名称に類似した商標は登録しないよう、特許庁における運用改善を希望する。</p> <p>また、すでに日本国内で流通している日本酒の銘柄に関し、特許庁の審査や審判(異議申立、無効審判)における判断基準として、日本酒が日本由来の商品であることを考慮して、日本で既に流通している銘柄がある場合には、それを引用して第三者による登録を拒絶する運用とすることが、消費者の日本酒という商品に対する認識に合致する。日本で流通している銘柄及びその製造者の一覧については、提供する用意がある。</p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 商標法</p>
備考	

件名	31. 無効審判の請求人適格の制限撤廃【継続】
現状／問題点	<p>現状の無効審判制度では、登録公告から3ヵ月以降は利害関係人と審査官のみに請求人適格があり、誰でも無効審判を請求できるのは登録公告から3ヵ月経過前までのみ可能(特許法133条1項)。</p> <p>しかしながら、新規性欠如・進歩性欠如等の公益的理由については、何時までも何人も請求可能とするようにすることが公益的観点から必要であると考える。</p>
改善要望	<p><u>時期的な制限がなく、誰でも無効審判を請求できる制度の採用</u></p> <p>本要望については、現行制度でも利害関係人の範囲を幅広く認める運用をしているとの説明を韓国特許庁より聞いている。</p> <p>従って特許法を運用に合わせて改正しても、無効審判の請求件数が激増して特許権の地位が不安定になることは予想しがたく、むしろ審判や審決取消訴訟において請求人適格が争われることがなくなるので、法改正により紛争の早期解決も期待できると考える。</p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 特許法</p>
備考	<p>日本、米国、英国などの各国においても、特許登録後に第三者が特許の無効を求める手続きにおいて、請求人適格を利害関係人に限定することはなされていない。(日本特許法123条)</p>

件名	32. 特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決【継続】
現状／問題点	<p>特許権侵害訴訟においては、被告が対抗手段として無効審判を提起して、対象特許の有効性(新規性・進歩性など)を別途、特許審判院さらに特許法院で争うケースが多い。</p> <p>現時点においても、特許権侵害訴訟において対象特許発明が明らかに新規性を喪失している場合などは、法院は特許無効の抗弁及び特許権者の権利濫用を認定する場合があると理解している。このような運用は、制度ユーザーとしては紛争の早期解決のため歓迎すべきものであるが、制度上、このような運用が明確に規定されていない。</p>
改善要望	<p><u>特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決を行える制度の導入</u></p> <p>特許等に関する訴訟手続をより効率的に進めるために、日本、米国、英国などのように、特許等侵害訴訟においては被告による特許無効(またはそれと同等の効果を有するもの)の抗弁を認め、法院が特許の有／無効と、侵害の有無とを、同時に判断することを希望する。</p> <p>現時点においても、特許権侵害訴訟において対象特許発明が明らかに新規性を喪失している場合などは、法院は特許無効の抗弁及び特許権者の権利濫用を認定する場合があると理解している。紛争の早期解決を図るためこれを一歩進め、例えば特許法中に「特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない」との趣旨の条項を新設し、法院が侵害訴訟において対象権利の有効・無効を判断可能とすることを希望する。</p> <p>昨年度建議に対する韓国政府回答によれば、産業財産権の無効如何は専門知識を備えた特許審判院による審判で判断することが最も正確な紛争解決方法との理由から、本要望については受け入れ困難とされた。特許審判院による審判が最も正確であることについては当方も同様に考える。しかし、特許審判院の審決に対して特許法院に取消訴訟が提起された場合は審決確定までに長い時間を要し、また特許法164条2項により、その間の訴訟手続きが中止されると、侵害事件の解決に長期間を必要とし、特許法等が目的とする産業の発展に悪影響を与えることも懸念される。については、これらを考慮のうえ再検討願いたい。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 特許法</p>
備考	日本特許法104条の3

件名	33. 侵害立証の容易化【継続】
現状／問題点	<p>知的財産権侵害訴訟において訴訟提起前には証拠収集の処分の手続きがない。迅速な審理のためには、訴訟の当初から可能な限り多くの証拠が揃っていることが望ましいが、訴訟提起前の訴訟相手となる予定の者からの情報や証拠の入手は現実問題として極めて困難である。</p> <p>また、訴訟相手の工場内で行われている「製造方法」や、プログラムのソースコードなど、訴訟で提出すべき書類に含まれる営業秘密の保護が問題となるケースも多い。</p>
改善要望	<p><u>起訴前及び訴訟審理中の証拠収集についての改善を要望する。</u></p> <p><u>1. 起訴前の証拠収集方法について</u></p> <p>起訴前の証拠保全以外に、例えば、法院が権利者の申請を受けて妥当であると判断した場合には、法院関係者がイ号等を調べてイ号が特定されないまでも何らかの情報(例えば、特許クレームに解釈なしに文言上包含されるイ号が存在するなど)を取得することができる制度等の創設を希望する。</p> <p>この様な制度は、日本においては民事訴訟法132条の4で「訴えの提起前における証拠収集の処分」として規定されている。</p> <p><u>2. 訴訟審理中の証拠収集について</u></p> <p>侵害立証、損害額立証をするために相手方が所持している文書、情報等が必要な場合が多いと思われる。そのような文書(営業秘密を含む)を法院に提出するよう法院が当事者に命令を出せるような制度を望む。なお、文書が営業秘密に相当する場合には、特別に許された者だけが閲覧できるようにし、その営業秘密が漏洩しないような手続制度を整備されることを希望。</p> <p>なお韓国の知的財産に関する裁判においては、営業秘密に相当する証拠が当事者から提出されると、裁判所だけがその証拠を見るという運用が一部に行われていると聞いているので、このような運用をインカメラ手続として法律上で明記していただければと考える。</p> <p>またこの訴訟審理中の証拠収集に関する要望については、2007年に韓国国会に提出された特許法改正法案の132条、224条の3～5が成立することにより大部分は実現するものと考えているので、この改正が早期に行われることを希望する。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 特許法</p>
備考	日本特許法105条、日本民事訴訟法132条の4

件名	34. 間接侵害規定の拡充【新規】
現状／問題点	<p>現行法では、特許権の侵害に使われる部品や材料を侵害者に供給する予備的行為等を侵害行為に含めているが、対象を専用部品(その生産にのみ使用する物)に限定している。そのため、「のみ」の要件が厳格に解釈された場合、間接侵害規定による救済が難しくなる。</p>
改善要望	<p><u>間接侵害の成立範囲の拡充</u></p> <p>知的財産権の権利保護強化の観点から、悪意(特許発明であること及び侵害に用いられることを知りながら)で部品を供給する行為にまで間接侵害の成立範囲を拡大することを希望する。</p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 特許法</p>
備考	<p>日本国特許法101条</p> <p>ドイツ特許法10条</p> <p>米国特許法271条(c)</p>

件名	35. 国際特許紛争支援事業の運用改善 【新規】
現状／問題点	<p>中小企業の健全な発展・育成を目的として、韓国の中小企業に対して韓国特許庁／韓国知識財産保護協会が適切な支援を行うことについては、何ら異論はない。（日本でも、経済産業省、特許庁、JETROなどが、知的財産権活用のためのアドバイザー派遣、外国出願や先行技術調査、侵害調査に要した費用の補助などを通じて、中小企業に対する支援を行っているところ。）</p> <p>しかしながら、3月18日に韓国特許庁／韓国知識財産保護協会が公表した「2009 年度国際特許紛争支援事業」は、この支援事業を通じて韓国特許庁が中小企業に対して具体的にどのような支援を行うのかにつき必ずしも明確でない部分もあると思慮され、純然たる私企業間の経済行為である韓国の中小企業と外国企業の特許ライセンス交渉に韓国政府が介入しているとの疑念を生じさせる余地があるものと危惧する。</p> <p>例えば、韓国特許庁は韓国の産業財産権の有効・無効を判断する無効審判や抵触・非抵触を判断する権利範囲確認審判を所管していることから、仮に、外国企業から韓国の産業財産権に抵触するとの侵害警告を受けた韓国の中小企業のライセンス交渉や無効主張のための先行技術調査を韓国特許庁の支援事業の下でコンサルティング等が行われた場合、外国企業の権利者は自己の産業財産権を無効にする権限や韓国企業の製品などが抵触しないと判断する権限を有する韓国特許庁が交渉相手の背後に存在することを無視することはできず、これは本来対等の立場で行うべき当事者間のライセンス交渉に悪影響を与えることが懸念される。</p>
改善要望	<p><u>上記事業における支援対象企業の選定及び具体的な支援事業の実施にあたり、上述のような疑念をもたれることのないよう運用することを希望する。</u></p> <p>例えば、支援対象企業の選定の際には外国の知的財産権に抵触するとの侵害警告を受けた中小企業であることを条件の一つとし、韓国の知的財産権に抵触するとの侵害警告を受けた企業は支援事業の対象として選定しないこととし、この選定条件を公表することが懸念解消に有効かと考える。</p> <p>また、韓国知識財産保護協会によれば、本支援事業を通じて企業間の競争行為に韓国政府が介入することが無いとのことから、支援事業の一つとされている専門家プールによるライセンス交渉のコンサルティングにおいては、韓国特許庁による支援は費用の支援に限ることを強調し、専門家プールへの韓国特許庁職員の不参加、専門家プールの構成メンバーの第三者機関による選定等を通じてコンサルティングの内容に韓国特許庁が関与しないことを明確することも懸念解消に有効である。</p>

関連機関／ 関連法令等	<関連機関> 特許庁
備 考	

件 名	36. 模倣品の規制・取締り強化、知的財産マインドの更なる向上 【継続】
現状／問題点	<p>南大門市場、東大門市場、梨泰院など、いたる所で堂々と模倣品(知的財産権侵害品)が販売されている実態が続く。規制や取締りが行き届いておらず、また、消費者側の意識も未だ十分でないと思慮。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通関保留要求権につき、特許権はFTA発効2年後に、デザイン、地理的表示、植物新品種は交渉発効後即時に、それぞれ拡大することが、韓EU・FTA協議で合意されたと聞く。</li> <li>2. 商標権侵害物品を部分的に使った「2次製品」の輸入差止めについて、法改正後、取締りに必要な税関の体制が十分に整備されていない。</li> <li>3. 日本税関で知的財産権侵害品として差し押さえられた輸入品に、韓国から輸出されたものが未だに多くある。</li> <li>4. 模倣品の真贋判定は専門的知識が必要な場合も多く、迅速に対応するためには、警察・検察の人材確保や能力向上を待つのでは遅い。</li> <li>5. 社会全体として不法コピーや模倣品について違法意識が少なく、また、粗悪な模倣品による健康被害の発生など悪影響を知らない国民が多い。これまでに韓国政府は、消費者団体による「模倣商品監視団」の結成を誘導し、公共の場での広報に努力した実績は評価する。</li> </ol>
改善要望	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>水際措置が適用される範囲をデザイン権、特許権等へ早期に拡大</u> 通関保留要求権の対象を、特許権等の主要知的財産権に拡大した制度の早期実現を希望する。</li> <li>2. <u>2次製品を取締まる関税陣容の強化。国内外の製造業者・流通販売業者・消費者に対し、2次製品の輸入差止め制度を積極的にアピール</u> 2次製品の輸入差止め実績を積み、日米に次いで2次製品の輸入差止めが可能な国になったことを積極的にアピールして違法行為を抑制する。</li> <li>3. <u>韓国から輸出される物品に対しても、知的財産侵害品の監視を強化する</u></li> <li>4. <u>韓国特許庁に「特別司法警察権」を導入する</u> 専門的知識が必要な知的財産権違反物品の取締りのため、専門知識を有した特許庁職員が、検事の指揮のもとで直接押収・捜索・拘束申請などの</li> </ol>

	<p>捜査権を行使することができるようにする。</p> <p>5. <u>模倣品等販売者の徹底した摘発と国民への情報発信。副教材の早期作成</u></p> <p>① 国民の目に触れる市場の「模倣品」やその「売り子」を摘発し、なくしていくこと、② 違法行為の根絶に取り組む政府の先進的な姿勢や、模倣品による危険や健康被害等の実態をTV等で国民に直接伝えること、さらに、③ 小中学生などに提供可能な副教材を早期に作成することは、韓国国民の知的財産マインドを向上させる有効な手段と思慮。</p>
<p>関連機関／ 関連法令等</p>	<p>&lt;関連機関&gt; 企画財政部、特許庁</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 関税法</p>
<p>備 考</p>	<p>1. 日本では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、及び育成者権など主要知的財産権が全て水際措置可能。(日本関税法 69 条の11 第 9 項。参考:韓国関税法 235 条)</p> <p>4. 韓国では、文化体育観光部(違法ソフトウェアの取締り)、関税庁(関税犯の取締り)など18省庁の28分野で司法警察権が認定されている。知的財産分野の重要性に鑑み、特許庁を認定対象とすることにも迅速に取り組むべきである。(日本には同様の制度はない)</p> <p>5. 日本では、国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の被害を周知するために、テレビCM、ポスター、新聞、雑誌、バナー広告等を活用した「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を毎年度実施している。</p> <p>また、知的財産を尊重する意識を学校教育段階から醸成するため、小学校、中学校、高等学校のそれぞれにあわせて知的財産教育用副読本を作成し、希望する学校に無償で配布している。</p>



## 5. 個別要望事項

件名	37. 新薬の国際レベルの薬価設定【新規】
現状／問題点	<p>現在、新薬の薬価取得に際しては、まずHIRA(※1)にて、同種同効品のジェネリックを含めた加重平均値が上限価格とされた上で、別途提出する経済性評価資料(作成費用に1億ウォン程度必要)が検証され、それが認められれば保険償還対象として NHIC(※2)に送られる。NHICでは、HIRAで承認された価格から、さらに価格引下げを行い、結果的にはHIRA認知価格の2～3割引で折り合いがついているのが現状。KFDA(※3)では、既存薬に対し効果・安全性で優位性が示されなければ承認されないのに対し、薬価審査の面ではその優位性を一切認めず、経済性のみの審議となっている。</p> <p>これでは新薬開発に対する莫大な投資が一切認められない事となり、一部の新薬は韓国での発売を見送っている。また、韓国政府が主導しているローカルメーカーへの新薬開発促進も、その意欲がそがれるのは自明の理といえる。</p> <p>HIRAでジェネリックを含めた加重平均値が上限価格とされる点も違和感があるが、何よりNHICでの価格引下げについては、根拠が明確でなく、不透明であると言わざるを得ない。例えば、同じ適応症を持つという理由だけで、全く作用機序の異なる数十年前に承認された薬剤の薬価を、新薬の比較対照薬価としてNHICが提示するなど、意図的に薬価を抑制するための交渉を実施していると考えられる。加えて、昨今のウォン安により、韓国の新薬価相場は先進9カ国の平均値の33%と世界標準から懸け離れた安価な状況となっている。</p> <p>一方で、2005年3月に発足された大統領諮問医療産業先端化委員会が定めた『医薬品産業発展方針』では、2015年までに世界7位の医薬品市場国とするとの目標を掲げており、これは、まさに韓国医薬品産業をグローバル化させる宣言であると理解している。</p> <p>そのような方針であるならば、グローバルスタンダードに基づき、国際的にも受け入れられる新薬の評価がなされるべきである。つまり、より良い薬剤(新薬)に対しては、適切な薬価がつけられるべきであり、ひいては『医薬品産業発展方針』に基づく医薬品産業の発展に繋がると考える。</p> <p>※1. 健康保険審査評価院: Health Insurance Review &amp; Assessment Service          ※2. 健康保険公団: National Health Insurance Corporation          ※3. 食品医薬品安全庁: Korea Food and Drug Administration</p>

改善要望	<p><u>新薬の薬価については、国際レベルの設定がなされるよう改善をお願いしたい。せめて先進 7 カ国(日本・米国・英国・フランス・ドイツ・スイス・イタリア)の最低値レベル程度をターゲット値とすることを要望する。</u></p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連法令等&gt; 国民健康保険法 「新医療技術などの決定及び調整基準」(保健福祉家族部公示)</p>
備 考	

件名	38. 新薬承認・薬価収載期間の大幅な短縮【継続】
現状／問題点	<p>韓国の薬事担当であるKFDAは国際共同治験を推進しており、日本よりも進んでいる面も多くある。しかしながら、薬価においてはHIRA (Health Insurance Review &amp; Assessment Service 健康保険審査評価院)による医療経済評価(Health Technology Assessment=HTA)の後に、NHIC(National Health Insurance Corporation 健康保険公団)との薬価交渉があり、薬価取得に時間が掛かる上、適正薬価の取得が難しい状況である。</p> <p>韓国の健康保険財政は2006年以後赤字状態となっており、財政事情はある程度理解している。このため2007年1月のHTAの導入とポジティブリストの実施をはじめ、「薬剤費合理化計画」に基づき様々な 薬剤費抑制策が提案、実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1999年に実施された実購入価償還制度に基づく薬価差の縮小と薬価引下げ</li> <li>② 先進7カ国の平均薬価をベースに3年毎に薬価再算定の実施</li> <li>③ 特許満了時にオリジナル品の薬価20%引下げ</li> <li>④ 初年度売上が予想売上高を30%以上上回った場合には薬価引下げる価格数量協定の提案</li> </ul> <p>Positive System以後の償還リスト収載状況は、別添の通り、KFDAで許可された41品目中、14品目(34. 1%)が非給与もしくは交渉決裂となっている。さらに、HIRAにて収載が認められた31品目のうちNHICとの交渉においても8品目(25. 8%)が決裂となり、最終的に薬価収載されたのは23品目に留まるという抑制策が断行されており、結局、KFDAで効果・安全性が認められた薬剤であっても、全ての過程を通過できた薬剤は56. 1%となっている。</p> <p>HIRAでの交渉を経た後、再度NHICにて交渉を行う作業は、結果的に、「リスト・ラグ」という現象を引き起こしている。</p> <p>また、KFDAの許可から薬価収載までの平均期間は13. 9ヵ月となっており、このように薬価で1年近くもHIRAとNHICと交渉していたのでは、新薬は患者の手に届くのは遅くなってしまう。リーズナブルな薬事制度とシビアな薬価制度の状況下では、将来的には韓国で国際共同治験数は減少することを危惧しており、規制と投資とがアンバランスの状態である。</p>

改善要望	<p><u>薬価収載審査期間の大幅な短縮と適正な薬価算定体制の構築を切に要望する。</u></p> <p>薬価担当当局であるHIRA及びNHICではなく、ハイレベルな見地(保健福祉家族部)において薬事と薬価とのアンバランスを是正し、新薬を如何に早く患者に届けるようにして頂きたい。また、保健福祉家族部は、健康保険財政にばかり着目するのではなく、肝心の使命である国民の健康福祉向上を全うして頂きたい。</p> <p>昨年の建議に対する韓国政府からの回答においては「許可申請から保険薬価登載までの期間を合わせれば日本と韓国に大きな差はない」との意見であった。</p> <p>(日本) 許可:360日 薬価: 60~90日 合計:420~450日  (韓国) 許可:120日 薬価:230~410日 合計:350~530日</p> <p>しかし、実情を鑑みれば、韓国における2007年1月以降の薬価申請期間は13.9ヵ月となっており、薬価申請のみで400日を越えている。<u>薬剤の安全性と有効性の審査に時間を要することは理解できるが、KFDAにて薬剤としての有用性が認められたにもかかわらず、薬価の経済性を検討するために1年以上の期間を要し、薬価が確定しないために患者さんへ新薬が届かないという状況は早急に改善する必要があると考える。</u></p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連法令等&gt;  国民健康保険法「新医療技術などの決定・調整」(保健福祉家族部公示)</p>
備 考	

件名	39. 安全認証(MIC認証)手続きの改善【新規】
現状／問題点	<p>現在、韓国におけるEK (Electrical Appliances Safety Certification) 認証取得手続きは、他国において国際共通規格によって作成された CB report であれば、代替して申請、許可がなされる規定となっているが、KCC (Korea Communication Commission : 旧 MIC) 認証の場合、在韩国企業自体が韓国政府が指定した認証機関でテストを受け、許可を受けなければならない、他の国での Test report 代替を原則として認めていないところであり、その費用および期間が企業の大きな負担となっているところ。</p>
改善要望	<p><u>EK(Electrical appliances Safety Certification) 認証と同じく、KCC (Korea Communication Commission : 旧MIC)認証も、国際共通規格によって作成した CB reportを代替できる手続き規定の改正を要望する。</u></p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 放送通信委員会 &lt;関連法令等&gt; 電気通信基本法 第33条、電波法 第46条</p>
備考	

件名	40. 電気電子製品のレンタル契約終了時における回収運搬について【新規】
現状／問題点	<p>現在、韓国では電気電子製品をレンタル契約にて貸与し、レンタル期間終了後に貸与先から当該製品を回収・運搬する際において、廃棄物処理法に基づき臨時収集運搬証の許可、発給を受けなければ運搬できない制度となっている。</p> <p>レンタル製品の回収行為は決して廃棄物の運搬ではなく、自己所有製品（有価物）の運搬に当たるものであり、廃棄物と同等の取り扱いを受ける商業行為ではない。</p>
改善要望	<p>レンタル契約により貸与した電気電子製品の回収行為は、決して廃棄物の運搬ではなく、今後も自己所有物として顧客に貸与する有価物製品の運搬である。</p> <p>については、<u>レンタル契約に基づき製品を回収する際の運搬行為については、廃棄物処理法上の廃棄物の運搬には該当しない、つまり臨時収集運搬証が必要な行為の対象外として取扱うことを要望する。</u></p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 環境部(環境資源公社)</p> <p>&lt;関連法令等&gt;</p> <p>資源の節約と再活用促進に関する法律第12条</p> <p>廃棄物の国家間移動及びその処理に関する法律第6条5項および第8条</p>
備考	

件名	41. 輸入中古電気製品の安全検査について【新規】
現状／問題点	<p>韓国においては、電気用品安全管理法第5条の2(安全認証等)の規定により、安全認証対象の電気用品に該当する中古電気用品を外国から輸入して販売しようとする者は、輸入物量に対して安全検査を受けなければならないこととなっている。</p> <p>一方、輸入業者が販売した製品に瑕疵が発生した場合、After Service を行う能力がないことから、消費者から直接製造メーカーに After service の要求が行われ、場合によっては、修繕責任をメーカーに強く求める、転嫁するケースが多く存在する。</p> <p>このような場合、本来であれば製造メーカーが修理等の義務を負うものではないが、未修理による火災等の事故発生を抑止、ブランドイメージの確保等の観点から、やむを得ず修理等に応じるのが実情である。</p>
改善要望	<p>中古電気用品輸入業者に対しても、消費者基本法の精神も考慮のうえ、<u>After Serviceを担当する能力がある者に限って安全検査が通過できるよう、電気用品安全管理法等を改定して中古電気用品の火災感電等による人体への危険防止および製品瑕疵の発生増加によるメーカーの負担抑制を要望。</u></p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 知識経済部(韓国技術標準院)</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 電気用品安全法管理法 第5条の2 消費者基本法第19条(事業者の義務)</p>
備考	

件名	42. 中小企業に配慮した政府調達制度の創設【新規】
現状／問題点	<p>韓国では、政府予算節減を目指して、調達庁に登録された事務機器製造会社を対象に入札競争を実施し、最低価額を提示する会社から必要な全ての数量が供給されている。</p>
改善要望	<p>資金力が豊富で、中小事務機器会社より大きな価格引下げを提示できる一部の大企業が供給物量を落札受ける事例がたくさん発生している。従って、このような競争入札を廃止し、過去のように中小企業に一定割合を割り当てる制度を実施することを要望する。</p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 調達庁 &lt;関連法令等&gt; 多数供給者物品契約業務処理規程 (調達庁訓令第1437号 2008年12月5日施行)</p> <p>※多数供給者の物品契約業務の処理規程 第29条(価格等の提案書提出)契約担当課長は契約物品に対する需要機関の1回納品要求対象金額が1億ウォン以上の場合、3人以上の契約相手を対象に‘ナラチャントウ(国家総合電子調達システム)’を通じて価格等、提案書を提出しなければならない。</p>
備考	<p>日本においては、中小企業支援策として官公需の一定割合を中小企業に割り当てることとしており、各省庁等毎に目標値の設定、調達実績を開示しているところ。</p>



件名	43. 国家産業団地既進出企業による廃熱利用を条件としたアグリ事業の追加許可 【継続】
現状／問題点	<p>国家産業団地にて事業を行っている企業が、自社の廃熱再利用を目的としてアグリ事業(農水産物製造販売及びそれに関するコンサルティング)を行いたいと考えているが、産業団地事業リストに農業が含まれていないことから事業が進められない状況。</p>
改善要望	<p><u>国家産業団地に既に進出した企業に対しては、廃熱再利用等を条件に農業事業を行うことを追加的に認めていただきたい。</u></p> <p>廃熱再利用を認めることにより、国家産業団地内で事業を営む企業は、本来の事業で生じた廃熱を有効利用することができるとともに、追加的な事業により収益を上げることができ、さらには税収増も期待できる。</p> <p>2008年の建議回答では、「①産業団地の用途別拡大は産業団地の競争力向上の観点から検討すべきであり、農業の場合は、既存の産業団地の主力業種である製造業・知識産業・情報通信産業及び廃熱処理業と関連してシナジー効果があると思われず、かえって工業団地の競争力を弱体化させる恐れがあること、②農業は人が食べる農作物を栽培することであるため、工場から排出される汚染物質(ガス、浸出水)等が影響を与えることもある」として、受入困難とのことであった。</p> <p>しかし、本建議内容は、そもそも産業団地へ新規参入する事業者リストに農業を追加することを要望しているのではなく、すでに産業団地の誘致目的に沿った業種で入居した企業が、その主力事業を行うことによって生じた廃熱の再利用の観点から、その敷地の一部で農業を行うことを認めてもらうことを要望するものであり、決して産業団地の競争力を弱めるものではなく、かえって廃熱再利用促進産業団地として競争力を増すものと思われる。</p> <p>また、工場から排出される汚染物質について懸念を有しているようであるが、そもそも工場の運営においては、既存の法律により大気、水質、土壌汚濁など厳しい基準をクリアした上で工場の稼働を行っているものであり、環境への影響はないものと思われる。</p> <p>他の点で懸念、問題点があるようであれば、その問題点を解決するための方策、たとえば、産業団地内の農産品の出荷に当たっては農産品の安全検査を行う等、廃熱再利用事業の促進のためにも、問題点の提議のみではなく、その解決のための具体的な課題、前向きな回答(敷地内面積の一定割合以下なら許可等)の検討を願いたい。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 知識経済部、農林水産食品部</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 産業集積活性化及び工場設立に関する法律</p>
備考	<p>農林水産食品部の管轄である農業センターも、廃熱利用事業を実施するに当たり同様の問題に直面している。</p>

件名	44. 少量研究開発用化学物質サンプル輸入手続確認法の改善 【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>韓国においては、新規化学物質を輸入しようとする者は予め環境部長官の有害審査を受けなければならないこととなっているが、大統領令で定める有害性審査免除対象であることについて環境部長官の確認を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>この「新規化学物質有害性審査の免除確認」については、輸入前に化学物質管理協会に「化学物質確認内訳書」と「化学物質有害性審査免除確認申請書」を提出し、確認を受ける必要がある。</p> <p>一方、現在のシステムでは、輸入者はウェブ上で個別の確認申請書の未完／完了の閲覧はできるが、申請確認ごとの輸入量の確認はできない。</p> <p>このため化学物質管理協会が確認した輸入量と、輸入（申請）者の把握している確認輸入量に差異が生じる場合がある。（当局の確認の際に、申請数量を間違えて許可、入力するケースも見受けられる。例：「123. 4トン」申請したところ、「12. 34トン」の許可確認となっていた。）</p>
改善要望	<p>現行の法律の趣旨を尊重し各種手続きを行っているところであるが、法令の厳格なる遵守、申請作業の迅速化及び確認内容の再確認のために、<u>有害性審査免除確認結果通知書を発行する際には、通知書に既存の確認番号、品目につけ加え、確認数量を標記することを要望する。</u></p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 環境部、化学物質管理協会 &lt;関連法令等 &gt; 有害化学物質管理法第10条 有害化学物質管理法施行令第9条 有害化学物質管理法施行規則</p>
備考	

## 6. 生活環境改善分野

件名	45. 生活環境の改善 【新規】
項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 買い物カートの衛生管理</li> <li>2. オートバイの歩道走行</li> <li>3. 歩行者信号の点滅開始のタイミング</li> </ol>
現状／問題点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般小売量販店等において、買い物カートに土足で子供等を載せるケースが見られ、衛生管理面を不安視する声がある。</li> <li>2. オートバイが歩道を走行することが多く見受けられる。また、信号無視をして走るオートバイが多い。</li> <li>3. 歩行者信号の点滅開始のタイミングが早く、いつまで渡れるのかが不明であり、横断歩道の歩行が危険な状態である。</li> </ol>
改善要望	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 店舗の厨房、食品工場と同様に、直接食品等に触れる可能性のある運搬機具(カゴ、カートなど)についても、政府が衛生検査を実施し、衛生管理ができていない場合には行政指導等を行う、あるいは罰則規定を設けるなどの衛生管理体制づくりを要望する。</li> <li>2. 歩行者の安全確保の観点から、さらなる取締りの強化及び罰則規定の強化(例えば道路交通法上の罰金の引上げ／罰則基準の強化など)を要望する。</li> <li>3. 最近では、歩行者用のカウント信号を増設していることは承知。今後、さらなるカウント信号の増設を推進願いたい。</li> </ol>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連法令等 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食品衛生法、大規模店舗に関する法令</li> <li>2. 道路交通法</li> </ol>
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 日本では青信号の後、赤信号に変わる危険域に入った段階から点滅が開始される(点滅開始は危険警告の意味)</li> </ol>